

第2期中標津町

子ども・子育て支援事業計画

地域で育つ 地域で育てる 未来の力

～世代を超えてみんなが笑顔で自信をもてくらせる町～



令和2年（2020）年度～令和6年（2024）年度

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
	1. 計画の背景と趣旨	1
	2. 計画の位置づけ	1
	3. 計画の期間	2
	4. 計画策定体制	3
	(1) 中標津町子ども・子育て会議	3
	(2) ニーズ調査	3
第2章	中標津町の子どもと家庭を取り巻く環境	4
	1. 子どもを取り巻く状況	
	(1) 人口の動向	4
	(2) 世帯の状況	5
	(3) 出生の状況	5
	(4) 婚姻の状況	6
	2. 児童の状況	
	(1) 就学前児童人口と保育の推移	7
	(2) 小学校・中学校児童・生徒の推移	8
	(3) 子育て支援事業利用の推移	9
第3章	ニーズ調査結果及びこれまでの取り組みと課題	10
	1. ニーズ調査結果	10
	2. これまでの取り組みの評価とアンケート調査結果から見える課題	24
	(1) 計画目標事業の実行状況と評価	24
	(2) アンケート調査結果から見える課題	27
第4章	子ども・子育て支援社会の構築に向けて〔基本方針〕	29
	1. 計画の基本理念	29
	2. 計画の基本的視点	30
	3. 計画の基本目標	31
	4. 中標津町子ども・子育て支援事業計画施策体系図	32
第5章	計画基本目標ごとの取り組み	33
	基本目標1 子育て家庭を応援・支援する地域づくり	
	(1) 子育て支援体制の充実	34
	(2) 子育て支援ネットワークの充実	36
	(3) 援助を必要とする家庭支援	37
	(4) 仕事と子育ての両立支援	39
	(5) 保育・子育て支援事業の充実	40

基本目標2	次代を担う子どもの生きる力と豊かな心を育む環境づくり	
(1)	児童の健全育成	46
(2)	家庭や地域の教育力の向上	47
(3)	魅力のある学校教育の推進	49
基本目標3	子どもを健やかに生み育てる環境づくり	
(1)	妊娠期からの切れ目ない支援	52
(2)	学童・思春期に対する支援	52
(3)	妊娠・出産・新生児への支援	53
(4)	健やかな成長・発達への支援	55
基本目標4	子どもたちが安心して暮らせるまちづくり	
(1)	子どもの安心・安全の確保	60
(2)	快適な生活環境の整備	62
(3)	人権意識の醸成	63
(4)	子育て支援・虐待防止対策の充実	64
第6章	子ども・子育て支援新制度施策の展開	66
1.	子ども・子育て支援新制度の概要	66
2.	量の見込み・確保方法の考え方	67
3.	幼児期の教育・保育施設の保育量の確保方策	68
4.	地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策	72
(1)	利用者支援事業	72
(2)	地域子育て支援拠点事業	72
(3)	延長保育事業(時間外保育事業)	73
(4)	一時預かり事業	73
(5)	ファミリー・サポート・センター事業	74
(6)	子育て短期支援事業(トワイライトステイ・ショートステイ)	74
(7)	病児保育事業	75
(8)	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	75
(9)	妊婦に対する健康診査	76
(10)	乳児家庭全戸訪問事業	76
(11)	養育支援訪問事業	76
(12)	実費徴収に係る補足給付を行なう事業	77
(13)	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	77
第7章	計画の推進体制	78
1.	計画の推進体制の構築	78
2.	計画の推進管理	78
(1)	「中標津町子ども・子育て会議」の設置	78
(2)	庁内における検討会議の設置	78
(3)	住民や関係団体等との連携	79

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の背景と趣旨

少子化の進行や出生率の長期的な低下が進み、本格的な人口減少社会が到来する中、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援充実を推進するための「子ども・子育て関連3法」が平成24年に成立しました。

これら3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、市町村を実施主体として、地域の様々なニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけ、計画的に支援の充実を図ることとしています。

また、次代の社会を担う子どもが健やかに成長し、かつ、育成される社会の形成に資するため、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する次世代育成支援対策推進法が改正され、令和7年3月31日までの10年間延長されました。

本町では、平成26年度に、子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策地域行動計画」を一体的に策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、社会生活上の変化により、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況にあり、また、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。

このような状況を踏まえ、今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が求められています。

本町においては、現行の「中標津町子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度でその計画期間を終了することを受け、これまでの取組を振り返るとともに、今後の子ども・子育て支援における本町のあり方を定め、地域の協力のもと、子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、「第2期中標津町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

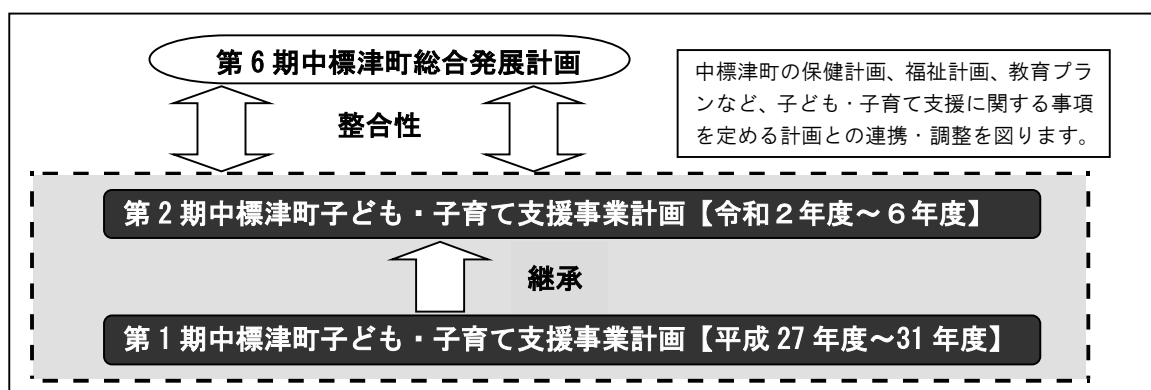
2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、町内のすべての子ども・子育て家庭を対象とし、国が定める基本指針に即して、教育・保育その他の子ども・子育て支援が適切に提供されるよう、提供体制の確保及び法に基づく業務の円滑な実施について定めるものです。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置づけ、これまで本町が取り組んできた次世代育成に関する施策を継承した計画とします。

計画の策定にあたっては、まちづくりの基本となる「第6期中標津町総合発展計画」を上位計画として各種関連計画との整合性を図るとともに、児童福祉法第56条の4の2に基づく市町村整備計画（保育計画）に関する目標についても定めます。

■ 子ども・子育て支援事業計画の総合的な推進イメージ



※上位計画・関連計画

第6期中標津町総合発展計画	
策定年次	平成22年12月
計画期間	平成23(2011)年度～令和2(2020)年度の10年間
テーマ	空とみどりの交流拠点・中標津 ～あつまるまち つながるまち ひろがるまち～

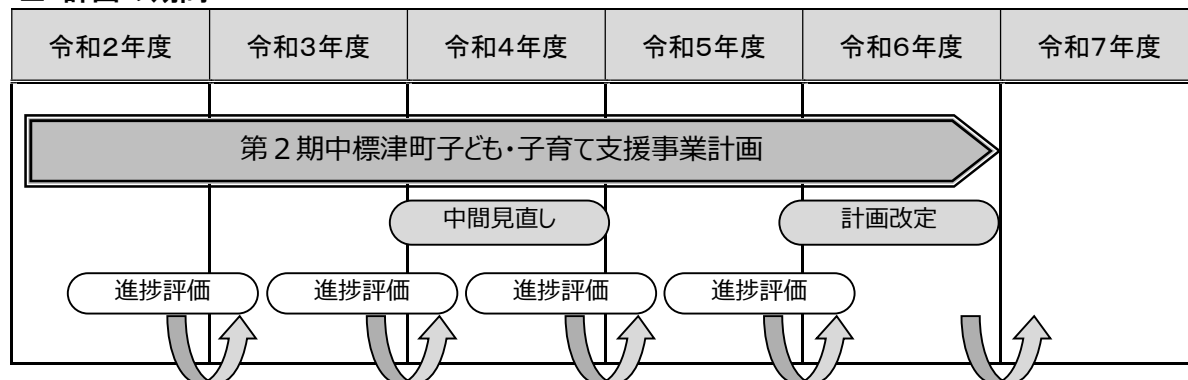
※関連計画

第4次中標津町母子保健計画			
策定年次	平成27年3月	計画期間	平成27(2015)年度～令和2(2019)年度の6年間
第5期中標津町障がい者計画			
策定年次	平成30年3月	計画期間	平成30(2018)年度～令和5(2023)年度の6年間
中標津町公園施設長寿化計画			
策定年次	平成23年3月	計画期間	平成24(2012)年度～令和3(2021)年度の10年間

3. 計画の期間

本計画は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や時勢の変化等、必要に応じて見直すものとします。

■ 計画の期間



4. 計画策定体制

(1) 「中標津町子ども・子育て会議」での審議

本計画の策定にあたって、子育て当事者等の意見を反映するとともに、本町における子ども・子育て支援施策を子どもと子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による子育て中の保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験のある者等で構成する「中標津町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議を重ねました。

■中標津町子ども・子育て会議委員

役職区分	氏 名	公 職 等
委 員 長	栗 山 智 之	中標津こどもクリニック院長
副委員長	小 柳 ひろみ	中標津町主任児童委員
委 員	横 山 裕 充	中標津町小中学校校長会長
	粥 川 敏 宏	中標津町教育委員会教育指導監
	鳴 海 和 生	前中標津町 PTA 連合会長
	長谷川 周 栄	前中標津青年会議所理事長
	篠 永 政 男	認定こども園中標津第2ひかり幼稚園長
	駒 沢 留美子	私立幼稚園協議会会長（愛光幼稚園長）
	高 橋 敬 子	ニューグリーンハウス保育園長
	寺 沢 春 香	NPO 法人子育てサポートネットる・る・る
	南 一 人	中標津泉保育園長
	奥 山 正 行	町立中標津保育園長
	玉 置 まき子	保護者代表
	松 田 優 子	保護者代表
	本 間 玲 子	保護者代表

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定に係る基礎資料として、子育てにおける現状と課題、教育・保育ニーズ等を把握するため、就学前児童・就学児童の保護者の方を対象に「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

第2章 中標津町の子どもと家庭を取り巻く状況

1. 子どもを取り巻く状況

1. 人口の動向

中標津町の人口は平成21年に初めて2万4千人を超え、その後も2万4千人前後で推移していましたが、平成27年度からは緩やかに人口減少となっています。総人口に占める15歳未満の児童人口の割合は減少していますが、その一方で、65歳以上の人口割合が高くなっています。中標津町においても少子高齢化が進んでいるのがうかがえます。

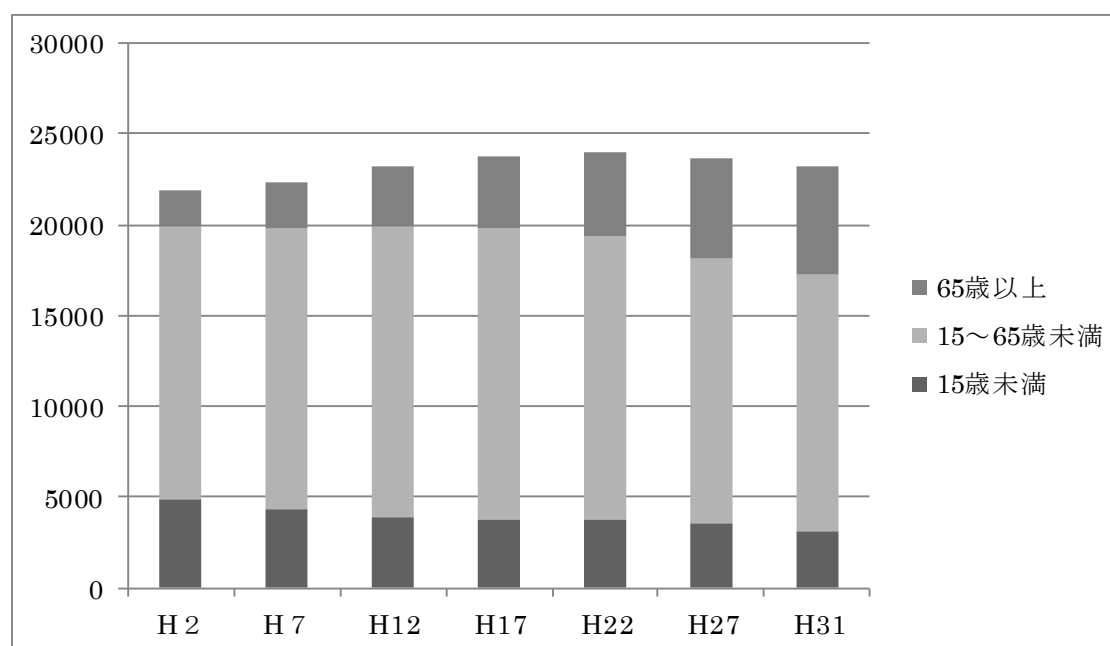
■中標津町の人口推移と全国の動向の比較

(単位:人口)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年
総人口	21,900	22,326	23,179	23,792	23,966	23,774	23,197
15歳未満	4,905 22.4%	4,309 19.3%	3,940 17.0%	3,834 16.1%	3,779 15.8%	3,563 15.0%	3,131 13.5%
北海道				12.8%	11.7%	11.4%	
全国				13.7%	13.1%	12.6%	
15～64歳	14,981 68.4%	15,497 69.4%	15,948 68.8%	15,951 67%	15,558 64.9%	14,625 61.5%	14,077 60.7%
北海道				65.7%	62.0%	59.6%	
全国				65.8%	62.6%	60.7%	
65歳以上	2,014 9.2%	2,523 11.3%	3,291 14.2%	4,005 16.8%	4,629 19.3%	5,491 23.1%	5,989 25.8%
北海道				21.4%	26.0%	29.1%	
全国				20.1%	24.1%	26.6%	

【資料】 平成2年から平成27年は国勢調査、平成30年は中標津町住民基本台帳（H31.3.31現在）

■中標津町の世代別構成人口の推移



2. 世帯の状況

世帯数は年々増加の一途をたどっています。1人世帯、2～3人世帯の増加が著しいのに比べて、5人以上の世帯数や18歳未満を含む世帯数が減少傾向にあります。

■世帯数の推移

(単位：世帯)

(単位：人)

年	世帯数	区分（世帯構成の人数）						18歳未満を含む世帯	1世帯あたりの人数		
		1人	2人	3人	4人	5人	その他		中標津	北海道	全国
平成2年	7,495	1,688	1,741	1,394	1,591	634	447	3,190	2.9	2.7	2.9
平成7年	8,230	2,165	2,094	1,564	1,450	568	389	2,598	2.7	2.5	2.8
平成12年	9,118	2,681	2,529	1,681	1,434	509	284	2,772	2.5	2.5	2.7
平成17年	9,735	2,956	2,905	1,800	1,392	451	231	2,723	2.4	2.4	2.6
平成22年	10,084	3,166	3,094	1,854	1,359	425	186	2,622	2.35	2.21	2.52
平成27年	10,437	3,540	3,327	1,788	1,245	375	151		2.2	2.2	2.4
平成30年	11,019										

資料：平成2年から平成27年については国勢調査参照 平成30年は中標津町住民基本台帳（H31.3.31現在）

3. 出生の状況

240人のラインをキープしていた中標津町の出生数ですが、平成27年度以降は、200人を下回る状況が続いています。継続して減少が続くことにより、少子化の進行が拡大し、地域社会に与える影響が懸念されます。

■合計特殊出生率

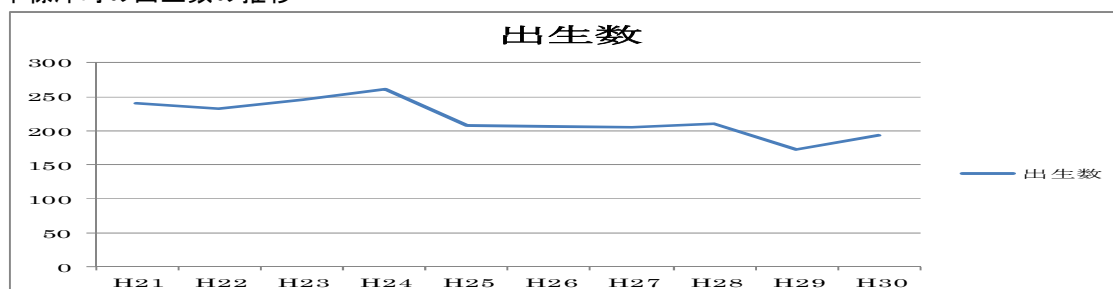
年	中 標 津 町			北海道 合計特殊出生率	全 国 合計特殊出生率
	出生児数	出生率	合計特殊出生率		
平成2年	284人	12.9	1.74	1.43	1.74
平成7年	250人	11.2	1.63	1.31	1.42
平成12年	256人	11.0	1.63	1.23	1.36
平成17年	237人	11.2	1.60	1.15	1.26
平成22年	236人	9.9	1.63	1.26	1.39
平成27年	208人	8.7	1.63	1.28	1.43
平成30年	193人	8.2	1.63		

資料 釧路・根室地域保健情報年報参照 平成30年については平成30年度中標津町保健センター実績数より

〔注1〕 出生率とは、その年に生まれた出生数をその年の人口で割ったものを1000倍した人数

〔注2〕 合計特殊出生率とは、一人の女子が、その年次の年齢別出生数において、一生の間に子どもを生むとした場合の平均の子ども数。

■中標津町の出生数の推移



これまで、第1子を出産した母親の年齢は25歳から29歳までが一番多い割合を占めていましたが、平成22年度の統計からは、30歳から34歳が最も高くなっています。また35歳以上の出産割合も高くなっています。ここ数年は10歳代、20歳代の出産率が減少し、30歳代以降の出産割合が高くなっており、全国の出産率に近くなりつつあります。

■ 年齢別の出産状況

年	区 分	出 生 数 〔人〕	母親の年齢別階層（％）					
			～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
平成 2年	中標津町	284	1.4	23.9	40.5	27.8	5.6	0.7
	北海道	54,430	1.6	17.2	43.2	28.6	8.4	1.0
	全国	1,221,688	1.4	16.2	45.4	28.6	7.4	1.0
平成 7年	中標津町	250	0.8	19.6	42.0	26.4	9.2	1.6
	北海道	52,522	1.7	17.7	40.2	30.3	8.9	1.1
	全国	1,238,328	1.4	16.5	42.5	30.5	8.1	1.0
平成 12年	中標津町	256	2.4	22.6	36.3	28.1	9.0	1.5
	北海道	46,780	2.1	16.7	38.4	30.9	10.6	1.3
	全国	1,190,547	1.7	13.6	39.5	33.3	10.6	1.2
平成 17年	中標津町	237	1.7	18.6	36.3	31.6	10.1	1.7
	北海道	41,420	1.9	14.4	33.7	35.0	13.1	1.8
	全国	1,062,530	1.6	12.1	31.9	38.1	14.4	1.9
平成 22年	中標津町	236	1.3	15.6	30.9	33.9	15.7	1.7
	北海道	41,158	1.4	12.6	29.7	34.6	18.9	2.8
	全国	1,071,304	1.3	10.4	28.7	35.9	20.5	3.2
平成 27年	中標津町	208	1.4	11.1	33.7	34.1	17.3	2.4
	北海道	36,695	1.2	10.3	27.0	34.9	21.9	4.5
	全国	1,005,677	1.2	8.4	26.0	36.3	22.7	5.2

資料 釧路・根室地域保健情報年報参照

4. 婚姻の状況

中標津町は婚姻率・離婚率ともに、北海道・全国平均よりは高くなっていますが、ここ数年の傾向として婚姻率が下がっている状況にあります。

■ 婚姻率・離婚率の推移

年	中標津町		北海道		全 国	
	婚姻率	離婚率	婚姻率	離婚率	婚姻率	離婚率
平成2年	7.0	1.6	6.0	1.7	5.9	1.3
平成7年	8.1	1.8	6.3	2.0	6.4	1.6
平成12年	7.4	2.2	6.1	2.5	6.4	2.1
平成17年	7.1	2.9	5.3	2.4	5.7	2.0
平成22年	6.7	2.8	5.2	2.3	5.5	1.9
平成27年	6.2	2.6	5.5	2.1	5.0	1.8

資料 釧路・根室地域保健情報年報参照

〔注1〕 婚姻率・離婚率とは、人口1,000人あたりの婚姻件数・離婚件数を示す率

2. 児童の状況

1. 就学前児童人口と保育状況の推移

中標津町の就学前児童人口は減少傾向にありますが、保育を利用している児童数は逆に増加しており、10年間で8%増えています。

平成31年4月から私立幼稚園が全園そろって幼稚園型認定こども園に、また、へき地保育所も特例保育施設に移行したことにより、新たな保育枠（2号認定）が拡大され、3歳以上児全ての受け入れが可能な幼児教育・保育施設が整備されています。しかし、3歳未満児については、町立保育園で枠の拡大を図ったものの、認可保育所では待機が発生している状況となっていました。この解消策として認可保育所である泉保育園の園舎整備を実施、令和2年度からの受け入れ枠拡大に向けて準備を進めています。

また前計画年度期間中の平成27年度には一時預かり保育やファミリー・サポート・センター、病児保育事業所の開設に加え、平成31年度にはこれまで3歳未満児の保育施設のなかった計根別地域において一時預かり保育事業を実施するなど、保育の充実に向けて取り組んでいます。

■就学前児童人口の推移

(人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
就学前児童数 (内3歳未満児)	1,527 (732)	1,479 (704)	1,432 (678)	1,431 (673)	1,410 (701)	1,350 (691)	1,318 (665)	1,298 (611)	1,263 (585)	1,155 (527)	1,094 (524)

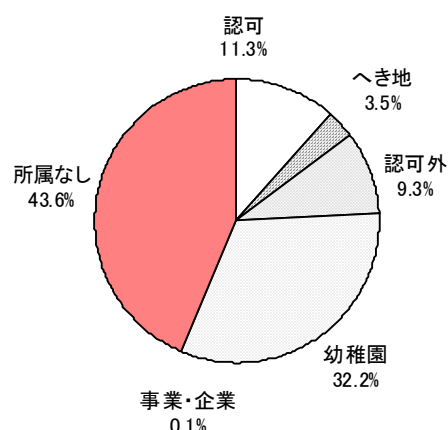
■中標津町の保育状況

(人)

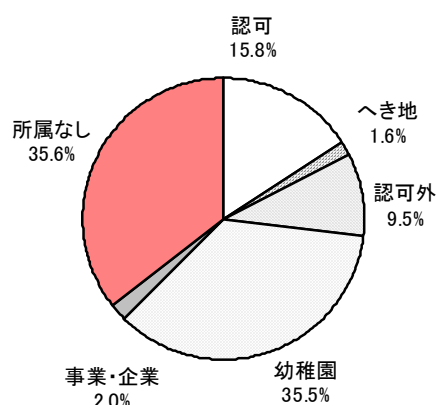
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
認可保育所	172	163	162	178	167	155	166	159	172	168	173
へき地保育所	53	60	58	48	41	33	30	30	23	18	17
認可外保育所	142	150	155	126	139	134	138	135	124	121	104
事業・企業保育所	7	12	17	9	7	13	9	9	8	19	22
幼稚園	491	454	453	476	456	442	436	477	449	421	390
合 計	865	839	845	837	810	777	779	810	776	747	706

〔基準日4月1日 幼稚園のみ5月1日〕

平成21年度未就学児童の保育状況



平成31年度未就学児童の保育状況



2. 小学校・中学校児童・生徒の推移

現在、中標津町には小学校4校、中学校2校、そして平成28年度から小中学校が一体となった義務教育学校の計根別学園1校が設置されていますが、令和2年3月末で閉校になった俵橋小学校を含めて、へき地全ての小中学校が児童・生徒数の減少から閉校となり統合されています。市街地校においても、在籍する児童・生徒数は、出生率の低下に伴い減少傾向にあり、大規模校にあっても、学年によっては1学級となるなど、少子化が進行している状況にあります。

その一方で、特別支援児童数・学級数は年々増加していますが、児童・生徒一人ひとりに添った特別支援教育の浸透により、早期発見・早期指導を受ける児童・生徒が増えているといえます。

■中標津町小学校・中学校の概況

中標津町小学校・中学校の概況												
	区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
小学校	中標津	451	451	428	429	446	436	447	419	414	400	375
	中標津東	551	580	602	601	620	593	587	562	532	529	529
	俵橋	23	26	26	25	23	23	19	15	15	11	13
	武佐	19	18	18	21	18	16	12	13	閉校		
	開陽	9	9	7	9	7	閉校					
	俣落	12	11	9	8	閉校						
	計根別	96	84	82	89	78	70	計根別学園（義務教育学校）に統合				
	養老牛	15	13	10	閉校							
	西竹	11	12	10	12	15	14	計根別学園（義務教育学校）に統合				
	丸山	349	359	365	365	375	387	370	338	337	317	316
計根別学園								81	85	87	86	88
合 計		1, 536	1, 563	1, 557	1, 559	1, 582	1, 539	1, 516	1, 432	1, 385	1, 343	1, 321
中学校	中標津	445	419	412	380	386	413	413	421	401	395	374
	広陵	259	244	255	258	270	280	281	316	321	315	307
	武佐	4	6	9	8	5	閉校					
	計根別	67	68	65	59	50	54	計根別学園（義務教育学校）に統合				
	計根別学園								55	51	44	41
合 計		775	737	741	705	711	747	749	788	766	751	720
児童・生徒数 合計		2, 311	2, 300	2, 298	2, 264	2, 293	2, 286	2, 265	2, 200	2, 151	2, 094	2, 041

※義務教育学校（計根別学園）

平成27年4月に西竹小学校・計根別小学校・計根別中学校を統合し、施設一体型の小中一貫校として「計根別学園」を開校。平成28年度より、学校教育法の改正に伴い義務教育学校となる。

■中標津町特別支援学級並びに児童・生徒の概況

区分		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
小学校	学級数	27 学級	29 学級	22 学級	23 学級	26 学級	27 学級	25 学級	25 学級	23 学級	26 学級	29 学級
	児童数	98 人	115 人	87 人	94 人	99 人	98 人	103 人	111 人	104 人	120 人	135 人
中学校	学級数	11 学級	10 学級	11 学級	10 学級	15 学級	14 学級	17 学級	15 学級	16 学級	11 学級	12 学級
	児童数	32 人	29 人	35 人	35 人	47 人	52 人	58 人	66 人	66 人	48 人	50 人
合計	学級数	38 学級	39 学級	33 学級	33 学級	41 学級	41 学級	42 学級	40 学級	39 学級	37 学級	41 学級
	児童数	130 人	144 人	122 人	129 人	146 人	150 人	161 人	177 人	170 人	168 人	185 人

3. 子育て支援事業【児童館・子育て支援センター】利用の推移

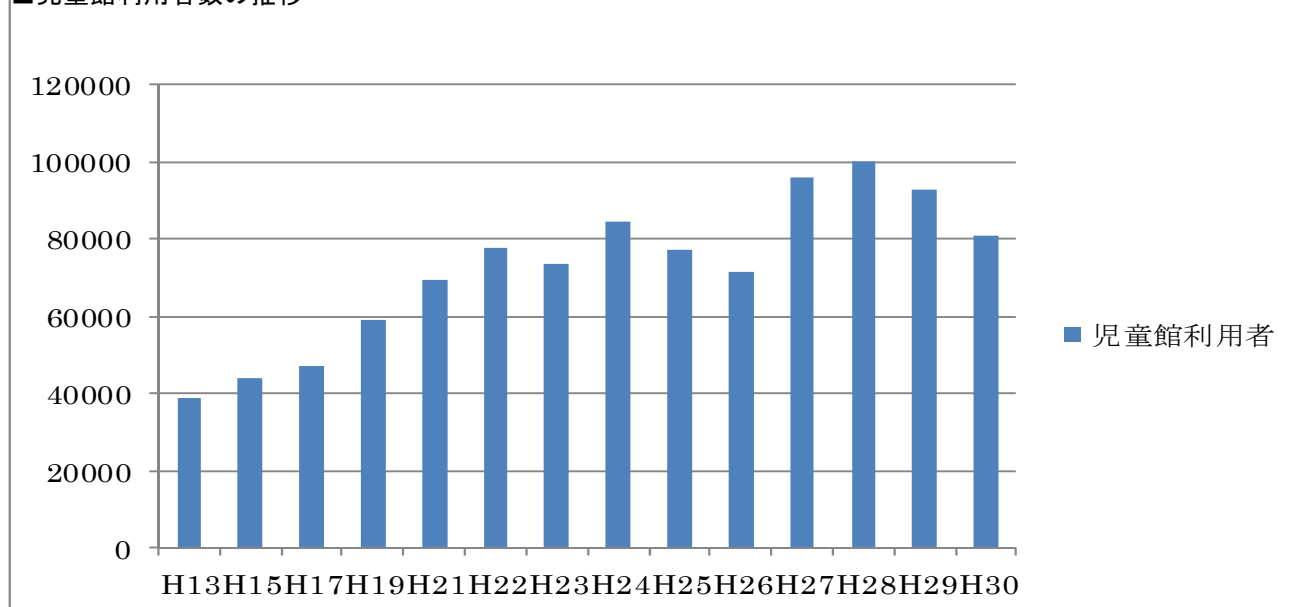
第6期中標津町総合発展計画や前計画において、児童館を子育ての拠点として位置づけ、児童クラブの充実のほか、じどうかん祭り、中学生との赤ちゃんふれあい交流事業、児童館「たがやし隊」菜園事業等、地域に根ざした様々な取り組みを展開してきました。平成27年には中高校生建設プロジェクトチームを立ち上げ構想段階から子ども達の意見を取り入れた児童センター「みらいる」が建設され、平日午後8時までの開館による中高校生の居場所づくりを推進するほか、祝日も開館し、中標津町児童館の拠点施設として赤ちゃんから中高校生、そして保護者も含めて多くの方に利用されています。また、平成31年には計根別地域の子育て支援拠点となる計根別こども館「えみふる」が供用開始となりました。しかし、その一方でわんぱく児童館の長期休館、子ども人口の減少により、利用状況は平成28年をピークに減少傾向にあります。

■中標津町児童館の利用実績

(人)

名 称	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
みらいる							32,388	41,252	40,969	39,778
東児童館	13,224	14,652	13,046	19,341	18,124	14,801				
第2児童クラブ	1,274	3,198	3,436	2,594	2,225	4,768	261			
西児童館	11,969	11,662	13,854	20,973	20,418	15,397	24,956	24,910	22,329	17,317
なかよし児童館	17,077	16,983	15,585	14,873	12,021	12,791	12,815	11,240	13,748	17,187
わんぱく児童館	7,355	9,343	9,053	9,714	8,433	9,404	12,803	12,778	8,404	0
計根別児童館	8,478	8,795	7,771	8,406	6,404	6,166	8,354	9,772	7,321	6,439
子育て支援センター	10,090	13,008	10,671	8,842	9,904	8,065	4,675			
合 計	69,467	77,641	73,416	84,743	77,529	71,392	96,252	99,952	92,771	80,721

■児童館利用者数の推移



第3章 ニーズ調査結果及びこれまでの取り組みと課題

1. ニーズ調査結果

国が推進する子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、国が決定した調査項目に基づくニーズ調査の実施が義務付けされました。中標津町は、経年の傾向からの分析を、地域の実情に反映させた保育量の設定をするため、前計画策定時に調査した項目も加え、ニーズ調査を実施しました。

■ 実施概要

調査目的	中標津町における町民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」及び、子育て環境や子育てに関する意識と課題などを把握し、教育・保育・子育て支援の「量の見込み」や地域の実情を勘案した提供体制など、計画において盛り込むべき事項を検討するための基礎資料とすることを目的に実施
対 象 者	○町内に在住の就学前の子ども（0歳から5歳）のいる世帯の保護者 982世帯
調査期間	○平成31年1月18日～平成31年1月28日
調査項目	○子育て環境について ○保護者の就労状況について ○教育・保育事業の利用状況や利用希望について など

■ 回収状況

対象世帯	回収世帯	有効回答世帯	有効回収率（対抽出数）
982世帯	657世帯	656世帯	66.9%

※ 有効回収数とは、回収数のうち、無記入や拒否等の無効票数を除く

■ 有効世帯子ども数

有効回答世帯の子ども数 1,208人

有効回答子ども年齢別

○就学前児童

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
人数	154	112	130	146	145	184	871人

○小学生

年齢	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
人数	69	73	44	38	29	21	274人

○中・高校生等 63人

中標津町の保育状況

■現在の保育サービスの利用状況《未就学児童全体》

	平成 16 年度 (回答数／ 840 人) %	平成 21 年度 (回答数／ 1,086 人) %	平成 25 年度 (回答数／ 872 人) %	平成 30 年度 (回答数／ 791 人) %
1. 認可保育所（町立・泉保育園）	10.1	10.8	8.5	13.8
2. へき地保育所	7.1	4.2	3.3	1.5
3. 認可外保育園・託児所	7.5	9.6	11.0	9.6
4. 家庭的保育、小規模保育等	2.9	0.3	0.8	1.5
5. 事業所内保育・企業主導型保育	0.0	0.0	0.0	2.5
6. ファミリー・サポート・センター	0.0	0.0	0.0	0.5
7. 幼稚園	31.2	30.4	32.2	39.3
8. 利用していない	37.1	41.4	42.1	27.9
9. 無回答	4.1	3.3	2.1	3.4
	100.0	100.0	100.0	100.0

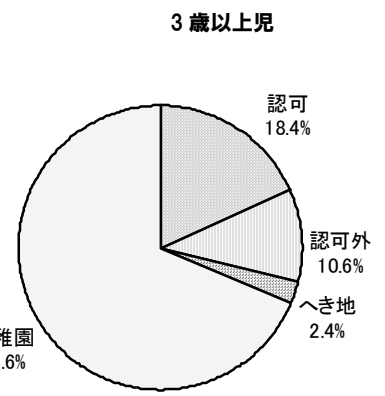
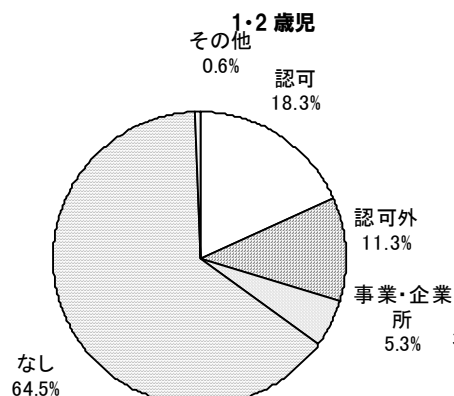
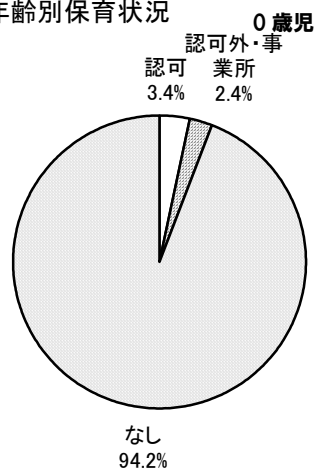
※ 4 にベビーシッター含む

7 に幼稚園の預かり保育含む

■年齢別保育率

	0 歳児	1・2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
平成 25 年度	6.1%	27.9%	84.5%	92.8%	97.3%
平成 30 年度	7.5%	35.5%	99.5%	99.5%	100.0%

■年齢別保育状況



0 歳から 3 歳の保育率が高くなっています。特に 3 歳児については、99.5%となっており、ほとんどの児童が何らかの保育サービスを利用しています。

■今後の保育サービスの利用状況《複数回答》

	平成 30 年度 (回答数／ 656 世帯) %
1. 認可保育所（町立・泉保育園）	29.1
2. 認定こども園	18.8
3. へき地保育所	2.4
4. 認可外保育園・託児所	8.4
5. 家庭的保育、小規模保育等	2.2
6. 事業所内保育・企業主導型保育	4.4
7. ファミリー・サポート・センター	4.4
8. ベビーシッター	1.4
9. 幼稚園	44.4
10. 幼稚園の預かり保育	33.4
11. その他	0.6
12. 無回答	24.1

幼稚園と幼稚園の預かり保育の希望が高くなっています。平成 31 年度から私立幼稚園が保育枠のある認定こども園に移行することにより、これまで預かり保育を利用していた保護者が幼稚園の保育枠を希望することも考えられます。

中標津町の未就学児童保護者の就労状況

■労働家庭類別構成比

	平成 16 年度	平成 21 年度	平成 25 年度	平成 30 年度
ひとり親	6. 3	7. 1	5. 8	9. 3
フルタイム×フルタイム	13. 7	19. 2	23. 4	30. 6
フルタイム×パート	21. 0	17. 7	23. 5	32. 2
専業	49. 2	54. 6	47. 0	27. 7
パート×パート	1. 3	0. 3	0. 3	0. 2
無業×無業	0. 6	0. 2	0. 0	0. 0
その他	7. 9	0. 9	0. 0	0. 0
	100%	100%	100%	100%

母親がフルタイム、パートで就労している世帯が、62.8%と増えているのに対し、専業と回答した方は27.7%と平成25年度の調査から19.3%も大幅に減少しています。就学前児童がいる世帯においても女性の就労率は、10年前と比較しても15.9%増となっており、令和元年10月から開始された3歳児からの保育料無償化に伴い、今後も増加が見込まれます。

中標津町の未就学児童保護者の保育ニーズの傾向

■出産前後の母親の就労形態

	平成 21 年度 (回答数／ 911 世帯) %	平成 25 年度 (回答数／ 682 世帯) %	平成 30 年度 (回答数／ 656 世帯) %
1. 離職した	54. 3	51. 3	33. 7
2. 継続的に働いていた・現在も働いている	17. 2	24. 9	16. 9
3. 出産の1年前から働いていない、もしくは働いていなかった	24. 7	21. 9	10. 3
4. 無回答	3. 7	1. 9	39. 0
	100. 0	100. 0	100. 0

■離職した母親の就労継続の希望状況(前項目で「1. 離職した」と回答した人を対象)

	平成 21 年度 (回答数／ 494 世帯) %	平成 25 年度 (回答数／ 350 世帯) %	平成 30 年度 (回答数／ 215 世帯) %
1. 保育サービスが確実に利用できれば継続就労した	6. 5	4. 1	9. 8
2. 職場の育児休業制度等、仕事と家庭の両立支援制度が整っていれば継続就労した	23. 4	24. 7	23. 3
3. 保育サービスと職場の両立支援が整っていれば継続就労した	10. 4	9. 9	7. 9
4. 家族の理解等、就労する環境が整っていれば継続就労した	3. 6	3. 2	7. 9
5. 子どもが小さいうちは自分で育てたいとの意志により就労しない	54. 3	49. 4	41. 4
6. その他・無回答	1. 8	8. 7	9. 8
	100. 0	100. 0	100. 0

出産を機に離職された方の41.4%は子どもが小さいうちは自分で育てたいとの意志による離職と回答していますが、その一方で、職場の育児休業制度等、仕事と家庭の両立支援制度や保育サービスが整っていれば継続就労をしたと回答した方も多い実態がわかりました。

■母親の就労の状況

	平成 21 年度 (回答数／ 911 世帯) %	平成 25 年度 (回答数／ 682 世帯) %	平成 30 年度 (回答数／ 656 世帯) %
1. フルタイムで就労している	19. 4	21. 2	26. 8
2. フルタイム就労ではあるが、現在は休職中	2. 2	4. 3	7. 2
3. パートタイム・アルバイトで就労している	23. 7	26. 2	35. 5
4. 以前は就労していたが、今はしていない	49. 6	41. 5	27. 7
5. 就労したことがない	3. 8	4. 5	0. 8
6. その他・無回答	1. 2	1. 9	2. 0
	100. 0	100. 0	100. 0

■母親の今後の就労希望状況 前項目で「4. 今はしていない」「5. 就労したことがない」と回答した人を対象)

	平成 21 年度 (回答数／ 486 世帯) %	平成 25 年度 (回答数／ 314 世帯) %	平成 30 年度 (回答数／ 187 世帯) %
1. すぐにでも就労したい	21. 7	24. 0	29. 9
2. 子どもがある程度の年齢になったら就労したい	66. 6	61. 0	45. 5
3. 希望はない	11. 3	14. 3	21. 4
4. 無回答	0. 4	0. 7	3. 2
	100. 0	100. 0	100. 0

■就労を開始したいと考える一番下の子どもの年齢 (現在、就労していない人で就労を希望する人を対象)

子どもの年齢	平成 21 年度 (回答数／ 486 世帯) %	平成 25 年度 (回答数／ 314 世帯) %	平成 30 年度 (回答数／ 85 世帯) %
1. 0 歳	0. 2	0. 0	0. 0
2. 1 歳	9. 0	5. 9	2. 4
3. 2 歳	5. 8	4. 8	7. 1
4. 3 歳	20. 9	31. 9	44. 7
5. 4 歳	14. 2	14. 9	7. 1
6. 5 歳	3. 7	5. 9	2. 4
7. 就学後	28. 0	34. 5	31. 8
8. 無回答	18. 2	2. 1	4. 5
	100. 0	100. 0	100. 0

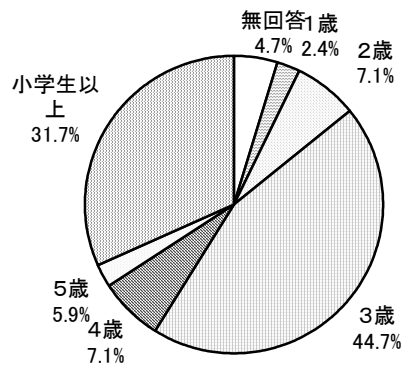
■今後就労を希望する母親の就労形態 (現在、就労していない人で就労を希望する人を対象)

	平成 21 年度 (回答数／ 486 世帯) %	平成 25 年度 (回答数／ 314 世帯) %	平成 30 年度 (回答数／ 141 世帯) %
1. フルタイム労働	12. 1	21. 6	12. 1
2. パートタイム・アルバイト就労	83. 5	75. 7	58. 2
3. 無回答	4. 4	2. 0	29. 7
	100. 0	100. 0	100. 0

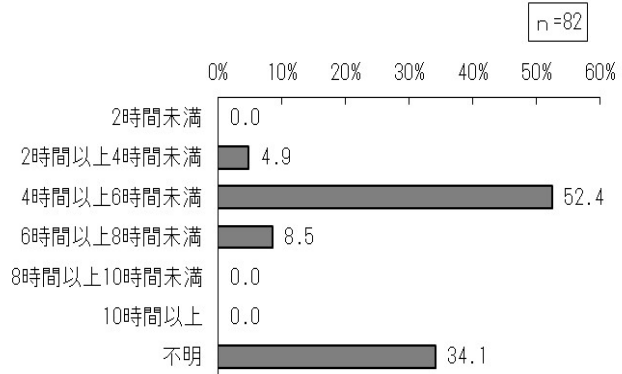
■就労希望はあるが就労しない理由 (現在、就労していない人で就労を希望する人を対象)

	平成 21 年度 (回答数／ 486 世帯) %	平成 25 年度 (回答数／ 314 世帯) %	平成 30 年度 (回答数／ 141 世帯) %
1. 保育サービスを利用できれば就労したい	12. 5	13. 4	17. 0
2. 働きながら子どもを育てていくには適当な仕事が無い	40. 6	44. 3	14. 9
3. 自分の知識や能力に見合う仕事がない	1. 6	1. 5	0. 7
4. 家族等の理解や就労する環境が整っていない	5. 1	4. 2	0. 0
5. その他(子どもが小さいうちは自分で育児したい 等)	34. 4	30. 2	48. 9
6. 無回答	5. 8	6. 5	18. 5
	100. 0	100. 0	100. 0

■就労を開始したいと考える子どもの年齢



■就労を希望する勤務時間



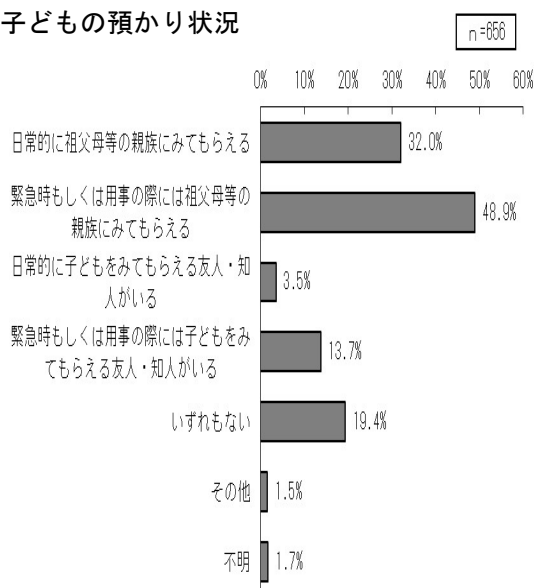
現在、就労されていない保護者が、就労を開始したいと考える子どもの年齢は、これまで小学校就学後と回答した方が一番多い状況となっていました。今回調査では3歳と回答した方が44.7%となりました。幼稚園が教育時間終了後や長期休業日の預かり保育を実施した頃より、3歳からの入園者は増えている現状にあり、保護者の就労希望形態からも、幼稚園に通える範囲での就労を希望する方が多い傾向にあります。

中標津町のその他の保育ニーズ意向

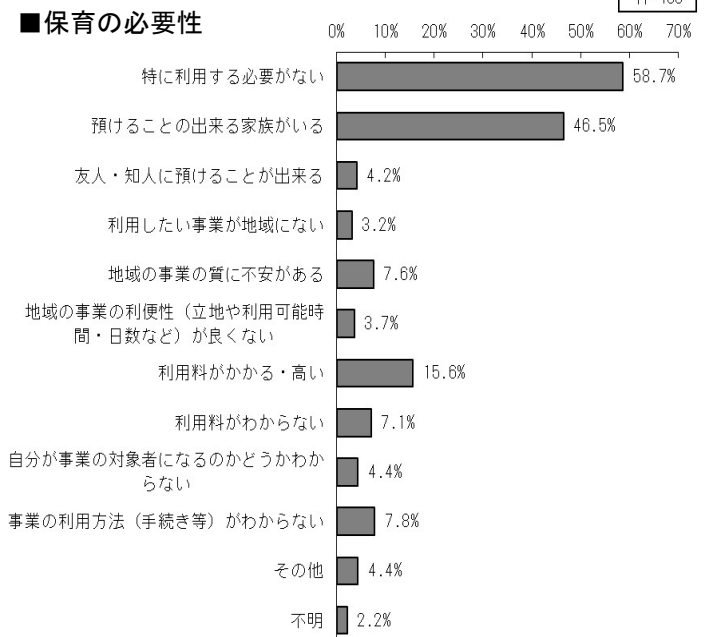
中標津町では、平成27年度からニーズの高かった病児保育事業を中標津こどもクリニックで、一時預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業をNP0法人子育てサポートネット へ委託し実施しています。

また平成31年4月6日には計根別地域における一時預かり保育事業所を開設しました。

■子どもの預かり状況



■保育の必要性

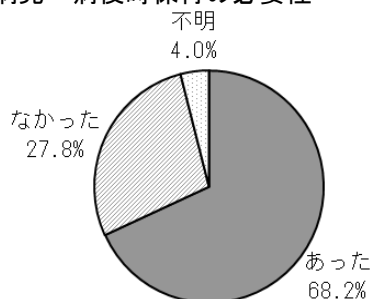


日常的・緊急時ともに子どもを預かってもらえる人がいないと回答した方が、平成25年度調査時22.0%からは若干減ったものの19.4%いる状況からも、預かり保育等のニーズが高い傾向にあります。

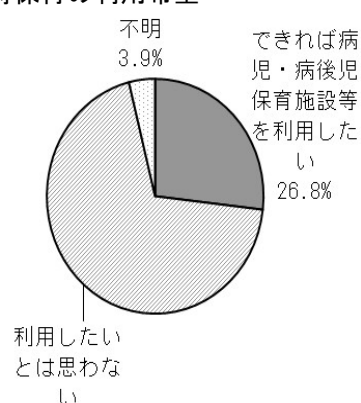
病児・病後児のための保育施設の利用意向

平成 27 年度からはじまった病児の預かり保育事業については、年間 200 件弱の方が利用しています。どうしてもという時の利用に備え、登録をする方の人数も増えてきました。

■病児・病後時保育の必要性



■病児・病後時保育の利用希望



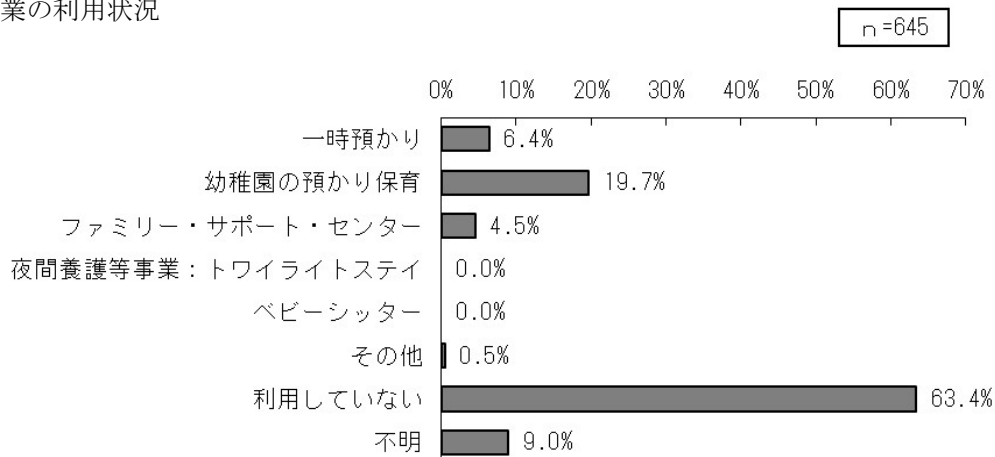
母親が仕事を休んで対応する方が 73.9%と最も多く、就労状況別ではフルタイムにおいて希望割合が高くなっています。

一時預かりの保育施設の利用意向

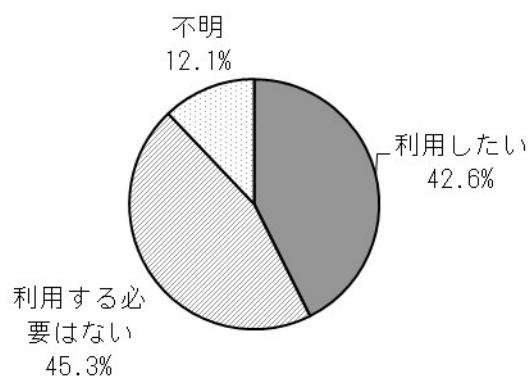
平成 25 年ニーズ調査において、預かり保育等のニーズが高い一方で、ファミリー・サポート・センター事業の利用希望状況は 12.9%と少なく、支援者の自宅で行われる保育に関して不安があるとの声も聞かれました。転入者や核家族が増える状況の中にあって、第 2 子出産に伴う 1 子の預かりや、送迎サポートなど、個々の事情に添ったきめ細かな支援サービスを求める声も少なくないのが現状です。

中標津町では預かりスペースの設置が定められている一時預かり事業を軸として、必要に応じて利用者、支援者の相互関係で成り立つファミリー・サポートをその延長上に見据えた、多種多様な保育ニーズに対応できるよう、一時預かり保育とファミリー・サポート・センター事業をる・る・るにおいて一体的に実施しています。

■保育事業の利用状況

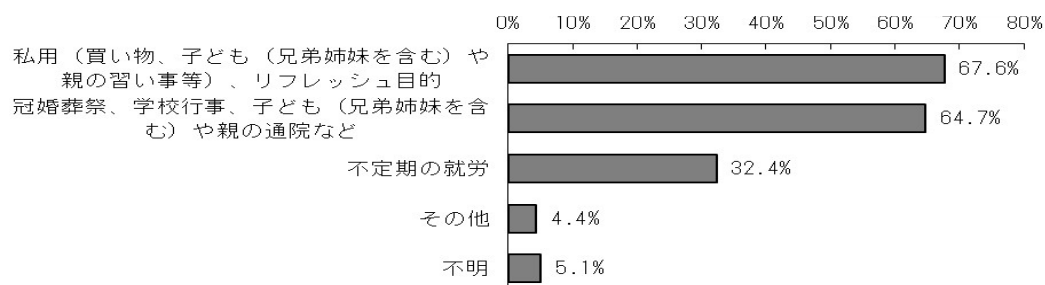


■保育の利用希望



n=645

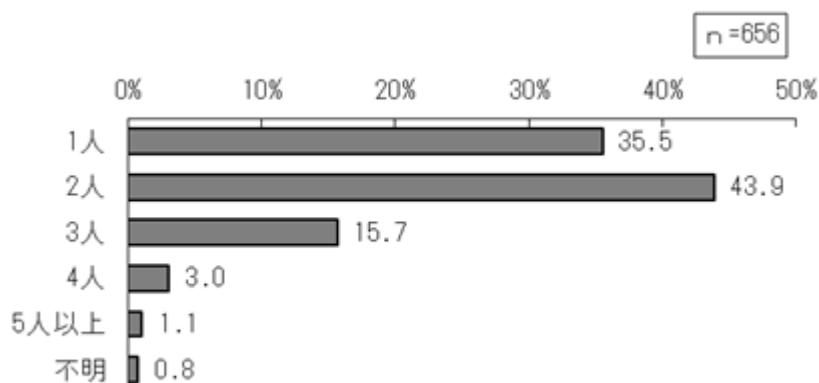
■保育の利用目的



預かり保育を利用していない理由として、預けることによる子どもの精神的負担を心配する声や、保育料や登録手続き等の問題など不安を抱える方も多い一方、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために気軽に預かってもらえる場所を求める声は、自由意見にも多くよせられています。

今後の出産希望状況について

■現在の子どもの人数



■今後ほしいと思う子どもの人数

	平成16年度 (回答数/ 840世帯)%	平成25年度 (回答数/ 682世帯)%	平成30年度 (回答数/ 656世帯)%
1. 1人	27.6	22.9	24.8
2. 2人	9.3	7.2	6.4
3. 3人	3.2	0.6	0.3
4. 4人以上	0.5	0.3	0.5
5. これ以上望まない	56.4	67.7	65.9
6. 無回答	3.0	1.3	2.1
	100.0	100.0	100.0

■これ以上望まないと回答した方の子どもがほしいと思える環境(複数回答)

	平成 16 年度 (回答数／ 840 世帯) %	平成 25 年度 (回答数／ 682 世帯) %	平成 30 年度 (回答数／ 432 世帯) %
1. すでに希望通りの子どもの数があるので望まない	55.3	28.8	47.5
2. 子どもを生む肉体的負担が軽くなれば望む	14.1	17.7	16.9
3. 育児の肉体的負担をサポートしてくれる人がいたら望む	11.8	13.0	11.1
4. しつけなど精神的負担をサポートしてくれる人がいたら望む	3.8	5.2	6.9
5. 仕事との両立が困難でなければ望む	11.2	17.5	14.6
6. 経済的負担が軽くなれば望む	35.0	44.4	38.4
7. 子どもの将来に不安を感じなければ望む	11.0	11.7	8.6
8. 現在の自宅の問題がクリアできれば望む	7.2	8.2	3.7
9. 自分の自由になる時間があれば望む	6.5	8.0	5.6
10. 配偶者の協力があれば望む	6.5	9.3	7.4
11. その他	8.2	12.8	11.8

平成 25 年度調査ではこれ以上望まない割合が減少しましたが、平成 30 年度では増加しています。仕事との両立支援体制や経済的負担の問題など、子育てを取り巻く環境の充実を求める一方で、年齢的に厳しいと回答した方も多く、女性の婚姻年齢や出産年齢が遅くなっていることも望まない理由のひとつとして考えられます。

子育ての状況について

平成 16 年度と平成 25 年度に同じ項目で調査を実施しました。調査結果の比較から、この 10 年間だけでも、子育て全般についての感じ方やニーズの変化を把握することが出来ます。

■ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間

	平成 16 年度 (回答数／ 840 世帯) %	平成 25 年度 (回答数／ 682 世帯) %	平成 30 年度 (回答数／ 656 世帯) %
1. ある	49.9	56.0	52.3
2. 時々ある	41.4	38.1	39.3
3. ない	6.0	4.3	7.2
4. 無回答	2.7	1.6	1.2
	100.0	100.0	100.0

■配偶者やパートナーの育児・家事への参加状況

	平成 16 年度 (回答数／ 840 世帯) %	平成 25 年度 (回答数／ 682 世帯) %	平成 30 年度 (回答数／ 656 世帯) %
1. よくやってくれている	27.2	48.1	52.4
2. 時々やってくれている	40.8	36.5	31.4
3. ほとんどしてくれない・まったくしない	14.2	7.2	8.0
4. その他・無回答	17.8	8.3	8.2
	100.0	100.0	100.0

■配偶者やパートナーと育児のことで話し合っている状況

	平成 16 年度 (回答数／ 840 世帯)%	平成 25 年度 (回答数／ 682 世帯) %	平成 30 年度 (回答数／ 656 世帯) %
1. よく話をする	27. 0	55. 9	54. 4
2. 時々話をする	48. 9	31. 7	32. 5
3. ほとんど話をしない・全くしない	12. 0	5. 8	5. 7
4. その他・無回答	12. 1	6. 7	7. 4
	100. 0	100. 0	100. 0

■子育ての負担や不安の感じ方

	平成 16 年度 (回答数／ 840 世帯)%	平成 25 年度 (回答数／ 682 世帯) %	平成 30 年度 (回答数／ 656 世帯)%
1. 非常に感じる	6. 9	10. 0	9. 9
2. なんとなく感じる	34. 9	48. 8	48. 0
3. あまり感じない・全く感じない	37. 8	38. 7	39. 3
4. その他・無回答	20. 4	2. 5	2. 8
	100. 0	100. 0	100. 0

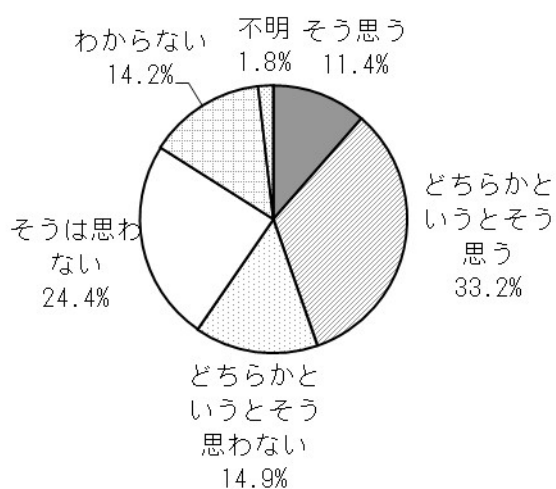
■子育てに関して、日々悩んでいること、または気になること(複数回答)

	平成 16 年度 (回答数／ 840 世帯)%	平成 25 年度 (回答数／ 682 世帯)%	平成 30 年度 (回答数／ 656 世帯) %
1. 病気や発育・発達に関すること	33. 1	37. 4	38. 7
2. 食事や栄養に関すること	32. 0	36. 5	36. 6
3. 育児の方法がよくわからないこと	3. 0	7. 3	8. 4
4. 子どもの接し方に自信が持てないこと	12. 4	17. 3	17. 4
5. 子どもとの時間を充分取れないこと	21. 1	24. 8	25. 2
6. 話し相手や相談相手がいないこと	6. 9	5. 7	4. 3
7. 仕事や自分のやりたいことが充分できないこと	26. 5	27. 3	23. 5
8. 子どもの教育に関すること	20. 4	30. 9	33. 1
9. 友達づきあいやいじめに関すること	25. 1	23. 0	23. 8
10. 不登園等の問題	6. 3	1. 2	3. 8
11. 子育てに関して配偶者、パートナーの協力が少ない	10. 1	10. 7	7. 0
12. 自分の子育てについて、親族等周りの目が気になる	7. 1	6. 7	5. 3
13. 配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	10. 2	12. 2	14. 5
14. 子どもをしかりすぎているような気がする	33. 3	40. 5	37. 8
15. 子育てのストレスから子どもに手を上げたり、世話をしたくなくなる	8. 7	9. 1	7. 3
16. 地域の子育て支援サービスをうまく活用できない	8. 5	5. 6	7. 3
17. しつけの仕方に関する	26. 5	38. 9	30. 0

10 年前に比べると、配偶者やパートナーの育児や家事への参加や、子育てに関しての会話をする割合は、大きな伸び率となっています。男性の子育て参加や、また関心度はここ数年において高くなっており、女性の就労状況や就労希望の数値からも、今後も子育ての関わり率は増える傾向にあると推測できます。

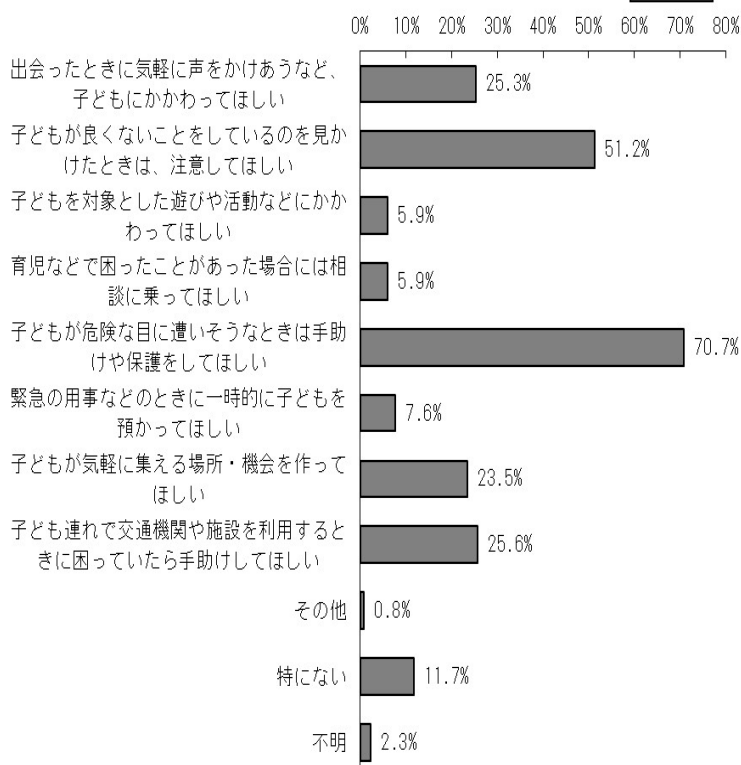
子育ての悩みとしては、子どものしつけや教育に関する割合が増えています。

■中標津町は子育てしやすい町と思う



■近所や地域のかかわりに望むこと

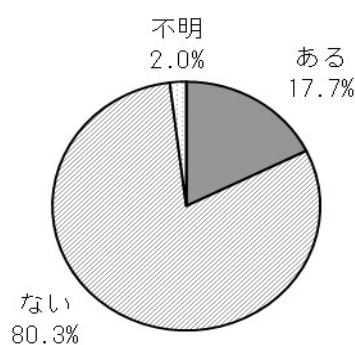
n=656



児童虐待について

■児童虐待を見聞きした経験の有無

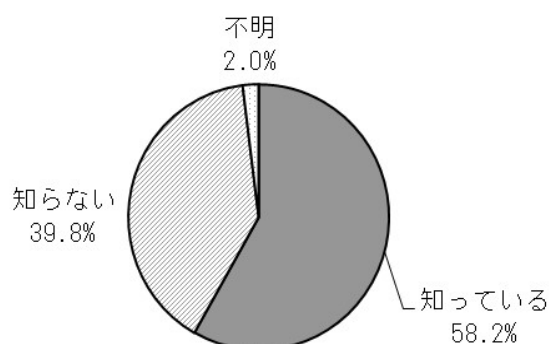
n=656



■児童虐待の連絡義務

全国的に大きな社会問題となっている悲惨な虐待が後を絶たない状況にあり、早期発見・早期解決がますます重要になっています。中標津町においても 17.7%の方が虐待を見聞きしており、通告義務を 58.2%の方が知っていると回答しています。

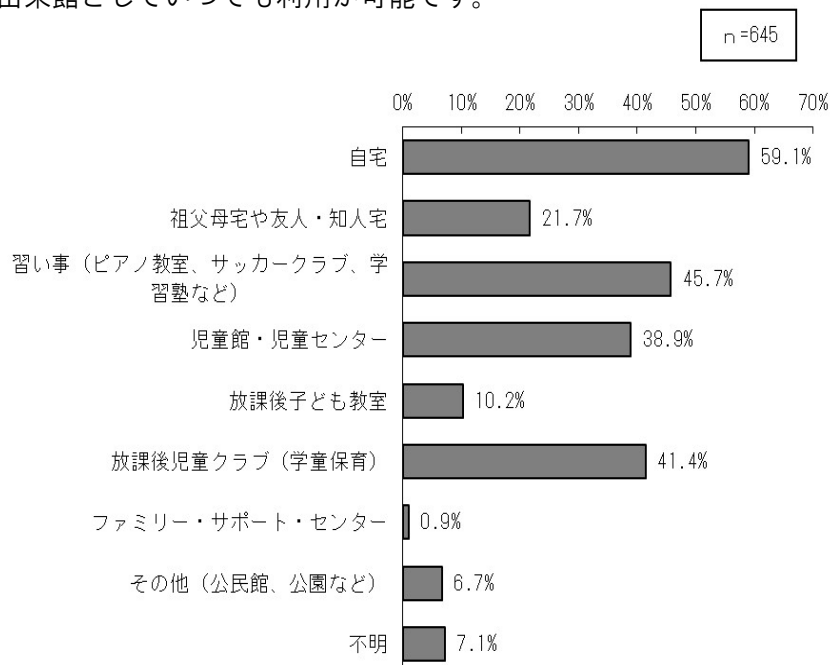
n=656



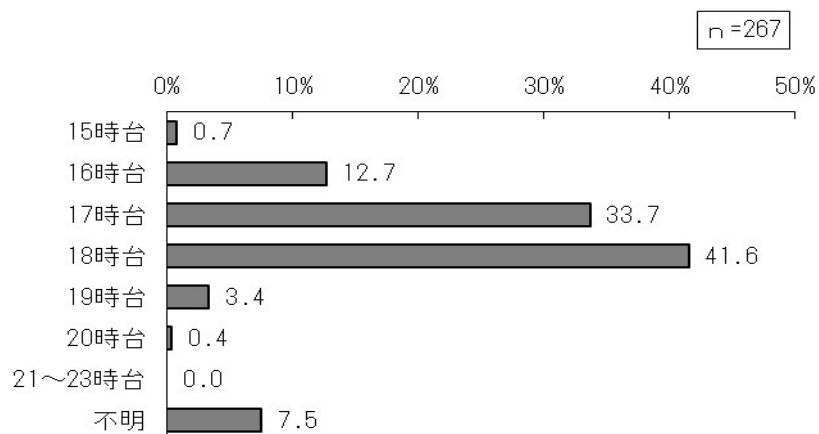
放課後児童クラブのニーズ意向【未就学児童保護者対象】

「児童クラブ」は共働き等により昼間保護者が家庭にいない小学 3 年生までを対象に登録制により受け入れをする事業です。中標津町では児童館で実施しており、利用料は無料で最大 8 時から 18 時までの利用が可能です。児童館は、児童クラブに所属していない児童や小学 4 年生以上等は、最大 10 時から 18 時まで、自由来館としていつでも利用が可能です。

■放課後の過ごし方希望



■児童クラブの利用希望時間

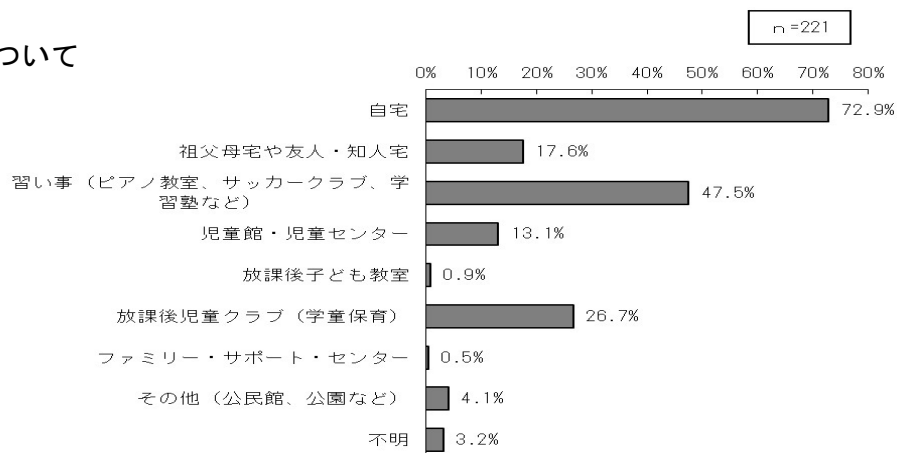


中標津町では児童館等で児童クラブを開設しています。現在、待機になることのないよう希望する全ての児童の受け入れを実施しています。高学年の利用ニーズはありますが、低学年に比較すると半分以下となっており、習い事やスポーツ少年団等、個々の活動が増えています。4 年生以上には、行くことが義務付けられる児童クラブではなく、自分の活動場所のひとつとして児童館を利用できるよう午後 6 時まで延長した受け入れを実施しています。

小学生のお子さんについて

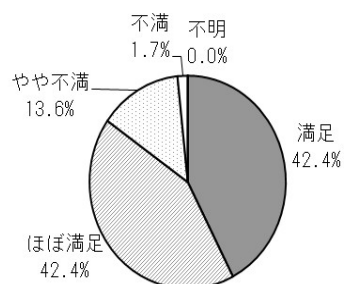
放課後児童クラブ・児童館の利用（小学生のお子さんがある世帯対象：回答数/221人）

■放課後の過ごし方について

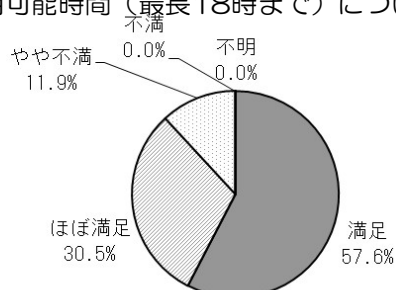


■放課後児童クラブの満足度

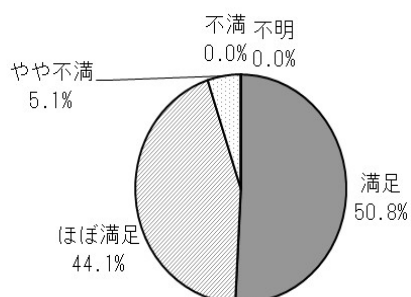
●施設・環境について



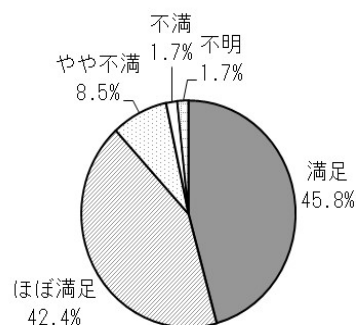
●利用可能時間（最長18時まで）について



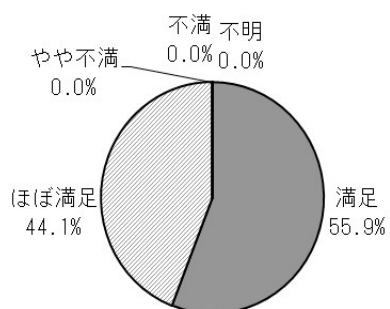
●職員などの配置状況（人員体制）について



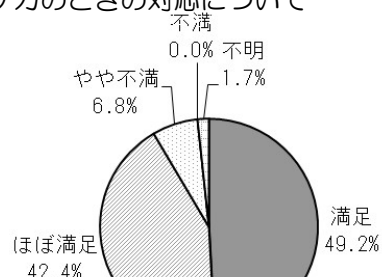
●子どもへの接し方・指導について



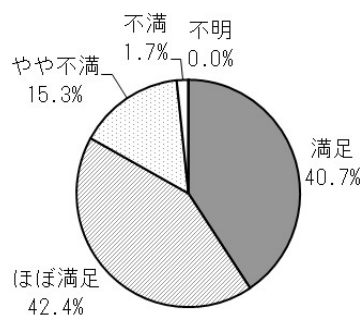
●行事について



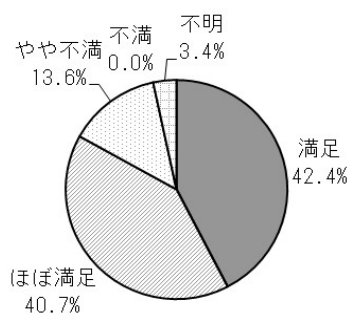
●病気やケガのときの対応について



●保護者への情報伝達について

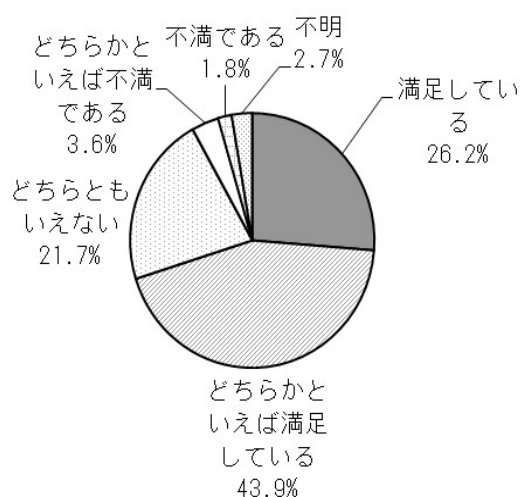


●悩み事などへの相談対応について

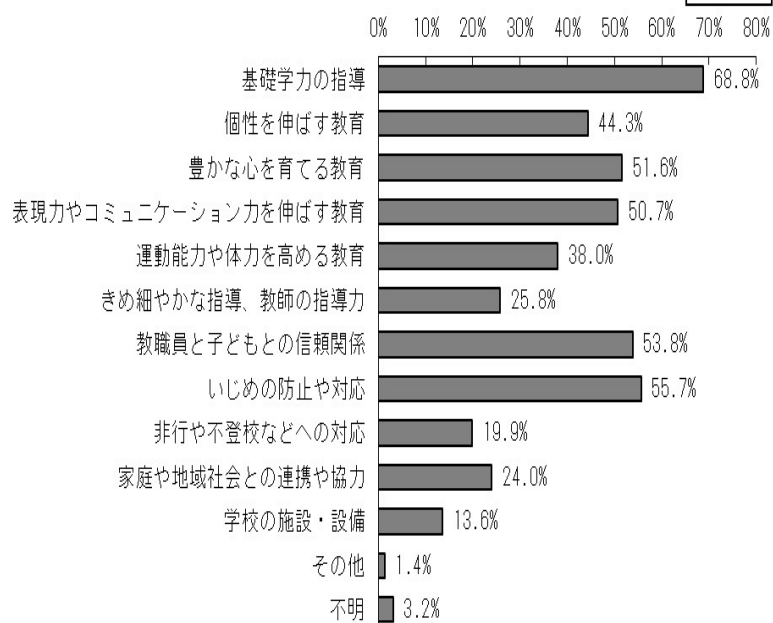


小学校教育について（小学生のお子さんがある世帯対象:回答数/221人）

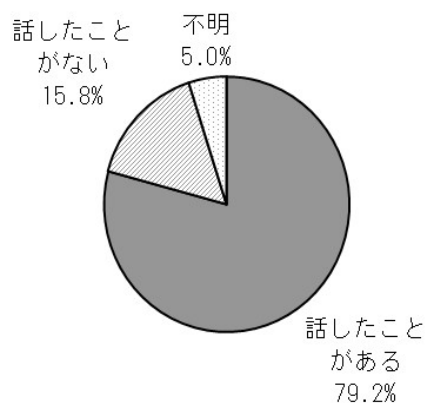
■小学校の教育に関する満足度



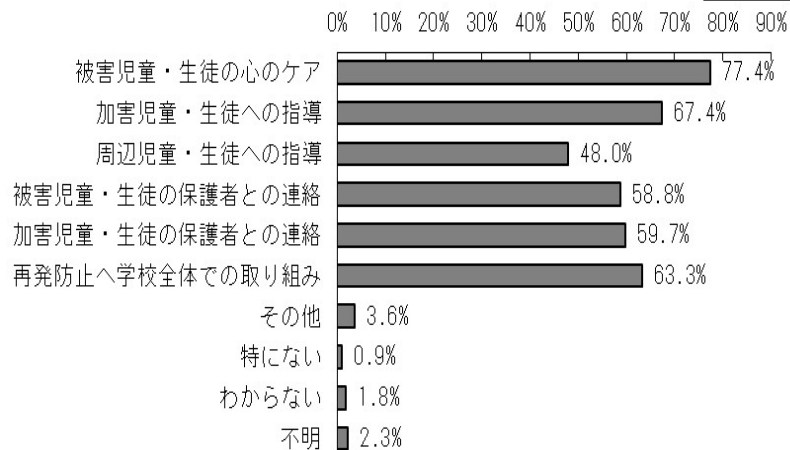
■小学校に期待すること



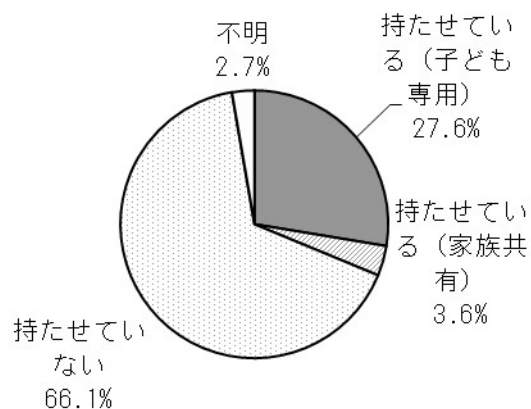
■いじめについて



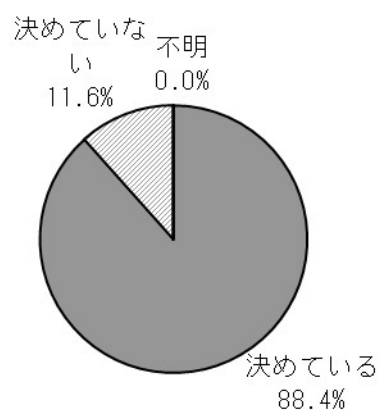
■「いじめ」の対応として学校に求めたいこと



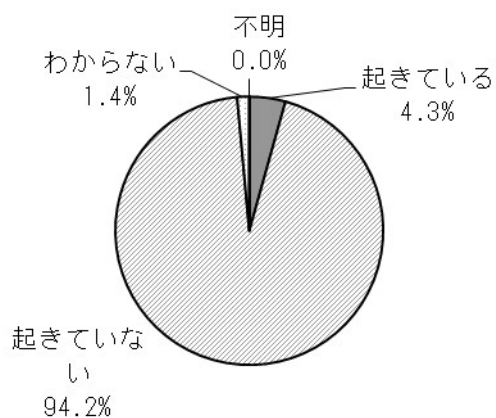
■小学生の携帯電話・スマートフォン所持率



■小学生の携帯電話等使用のルール決め



■携帯電話による子ども同士のトラブルについて



2. これまでの取り組みの評価とアンケート調査結果から見える課題

子育て支援法に基づき策定した「中標津町子ども・子育て支援事業計画【計画期間：平成27年度～令和元年度】」では、前計画を継承しつつ、保育枠の確保や子育て支援事業の整備を掲げ、計画期間内に達成すべき目標事業量を設定しました。その進捗状況は次の通りです。

■「中標津町次世代育成支援行動計画」「中標津町子ども・子育て支援事業計画」

基本理念	地域で育つ 地域で育てる 未来の力 ～ 世代を超えてみんなが笑顔で自信をもてくらせる町 ～
基本目標	1 子育て家庭を応援・支援する地域づくり【中標津保育計画】 2 次代を担う子どものたくましく生きる力と豊かな心を育む環境づくり 3 子どもを健やかに生み育てる環境づくり【中標津町母子保健計画】 4 子どもたちが安心して暮らせるまちづくり

(1) 計画目標事業の実行状況と評価

第2期中標津町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、前計画に掲載した各施策について、実行状況の評価を実施しました。

○実行状況の評価について

現計画に掲げられた施策目標の各種事業の実行状況について、「計画通りに実行した」＝3点、「一部、実行した」＝2点、「実行できなかった」＝1点として評価を実施しました。

基本目標については、施策目標における各種事業の平均点を算出し、2.5点以上3点＝A、1.5以上2.5未満＝B、1.5未満＝Cとしています。

基本目標・施策目標と各種事業			評価
基本目標1 子育て家庭を応援・支援する地域づくり			A
施策目標1 子育ての支援体制の充実			A
各種事業	実行状況		
児童にかかわる総合業務体制の推進	H18 子育て支援室（子育て支援総合窓口）設置	継続	3点
子育て支援センター事業の充実	H18 子育て支援センター（にこにこ児童館）に設置、H27 児童センター「みらいる」に移転	継続	3点
子育て支援情報の提供	HP、ガイドブック、子育て機関紙の発行	継続	2点
施策目標2 子育て支援ネットワークの充実			A
子育てネットワーク会議の推進	次世代育成支援行動計画策定検討委員会 H27 子ども・子育て会議を活用	継続	3点
子育てサポート事業の推進	H27 ファミリー・サポート・センター事業	継続	3点
子育てサポーターの育成	H22 子育てサークルOB会設立 H27 ファミリー・サポート提供会員	継続	2点

	子育てサークル「いどばたの学校」育成・支援		継続	3 点
施策目標 3 援助を必要とする家庭支援				A
	児童デイサービスセンター業務の充実	H19 児童デイに心理士配置 子ども発達相談支援	継続	3 点
	巡回児童相談等、他機関の活用による支援	児童相談所・旭川療育センター等の活用	継続	3 点
	障がい児日中一時支援の充実	H23 障がい児日中一時支援（カスタネット）設置 H25 放課後等児童デイ（とらいあんぐる）設置	継続	3 点
	ひとり親家庭等への支援	ひとり親世帯の親の医療費拡大助成（町独自）	継続	2 点
施策目標 4 仕事と子育ての両立支援				B
	仕事と子育てを両立しやすい環境整備の 広報啓発活動の推進	H30 企業主導型保育事業所の設置・開設	継続	2 点
	男性の子育て参加の促進	パパママ教室、パパの広場の実施	継続	2 点
施策目標 5 保育・子育て支援事業の充実				B
	認可保育所	町立保育園拡充 泉保育園建設による 3 歳未満児枠の確保推進	継続	2 点
	へき地保育所	R1. 10 子ども子育て支援制度移行	継続	2 点
	認可外保育所	子ども・子育て支援制度未移行	継続	2 点
	幼稚園	H31. 4 から 全私立幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行	継続	2 点
	一時預かり事業、ファミリー・サポート・ センター事業	H27 NPO 法人「る・る・る」に委託し実施 H31. 4 計根別地域に一時預かり保育所を開設	継続	3 点
	病児保育	H27 こどもクリニックに委託し実施	継続	3 点
	研修機会の提供	道主催の研修会の参加促進	継続	2 点
基本目標 2 次代を担う子どもの生きる力と豊かな心を育む環境づくり				A
施策目標 1 児童の健全育成				A
	児童館事業の充実	H27 児童センター「みらいる」の開設 H31 計根別こども館「えみふる」の開設	継続	3 点
	放課後児童対策の充実	全児童館で実施	継続	3 点
	子育て支援センター機能の充実	遊びの広場等事業の実施	継続	3 点
施策目標 2 家庭や地域の教育力の向上				A
	親支援の機会の充実	出前講座の実施	継続	2 点
	家庭教育学級の推進	全幼稚園で親の学習の機会を提供	継続	3 点
	地域活動の参加促進	キャリア教育事業等の体験型事業の実施	継続	3 点
施策目標 3 魅力のある学校教育の推進				A
	教育課題の解決に向かう教育の推進	コミュニティスクールの推進	継続	3 点
	豊かな人間性を育む教育の推進	スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー配置	継続	3 点
	社会の変化に対応する教育推進	H30 年度より AET を 2 名体制に増員	継続	3 点
基本目標 3 子どもを健やかに生み育てる環境づくり				A
施策目標 1 学童・思春期に対する支援				A
	性に関する正しい知識の普及	学校の依頼により随時対応	継続	3 点
	学童・思春期の食生活の向上	学童・思春期を対象として栄養教室の開催	継続	3 点
	学童・思春期における歯と口腔の健康	学童に歯科保健の推進	継続	3 点
施策目標 2 妊娠・出産・新生児への支援				A
	妊娠期の健康管理の充実	妊婦健診費用助成、肥満・喫煙者・飲酒者の指導	継続	3 点

	産褥期・新生児区の健康管理の充実	里帰り先に依頼による訪問健康管理の実施	継続	3 点
施策目標 3 健やかな成長・発達への支援				A
	適切な健康習慣の獲得	H28 肥満予防教室の実施	継続	3 点
	乳幼児の食生活の向上と健康づくりの推進	乳幼児健診・相談による食事指導	継続	3 点
	乳幼児期における歯と口腔の健康	乳幼児健診・相談による甘味制限指導	継続	3 点
	感染症予防の推進と予防接種対策の充実	予防接種の勧奨。未接種者の把握・接種促進	継続	3 点
	子どもの病気や障がいの早期発見と支援	精密検査の推進・医師との連携	継続	3 点
	家庭内の乳幼児の事故防止啓発・推進	情報提供	継続	3 点
	妊産婦・乳幼児に優しい地域づくり	マタニティマークの普及	継続	3 点
基本目標 4 子どもたちが安心して暮らせるまちづくり				A
施策目標 1 子どもの安心・安全の確保				A
	事故発生時の心肺蘇生法の指導強化	救急救命教室の実施	継続	3 点
	子どもの交通安全対策	交通安全指導員の配置・教室の実施	継続	3 点
	防犯強化に伴う地域的取り組み	防犯パトロール	継続	3 点
施策目標 2 快適な生活環境の整備				A
	人にやさしい街づくりの推進	ユニバーサルデザインの導入・推進	継続	3 点
	公園の再整備とユニバーサルデザイン遊具の推進	都市公園の遊具整備	継続	2 点
	安全な歩道整備・歩行者優先の道路整備	整備促進	継続	2 点
	防犯灯・街路灯の整備	防犯灯の不点灯個所の把握・設置の推進	継続	3 点
施策目標 3 人権の醸成				A
	子どもの権利に関する意識の醸成	ポスター・パンフレットの配布	継続	2 点
	人権教育の実施	人権の花・人権教室・赤ちゃんふれあい交流事業	継続	3 点
施策目標 4 子育て支援・虐待防止対策の充実				A
	子育て支援・虐待防止ネットワーク会議の推進	虐待の予防・早期発見・早期解決 関係者全体会議年 1 回 ケース会議随時	継続	3 点
	虐待の早期発見と早期支援・子育てを取りまく環境の整備	妊娠期からの医療・保健・福祉連携の見守り	継続	3 点

(2) アンケート調査結果から見える課題

●児童館を拠点とした子育て支援

安心して子どもを産み、そして安全に子育てができる居場所として、児童館を核とした子育て支援事業に取り組みました。平成 27 年 5 月には 0 歳から 18 歳までの子どもたちの居場所となる児童センター「みらいる」が、そして平成 31 年 4 月にはこれまで保育所のなかった計根別地域に一時預かり保育所と併設になった計根別こども館「えみふる」がオープンし、児童館祭りや菜園事業など地域と連携した様々な事業を実施しました。また、平日午後 8 時まで開館している「みらいる」は中高校生の居場所としても多くの学生が利用する施設となっています。

●仕事と子育て両立に向けた支援

前期計画でニーズの高かった「一時預かり保育」「ファミリー・サポート・センター事業」「病児預かり保育」を民間事業所に委託し平成 27 年から開始しました。また平成 31 年 4 月からは私立幼稚園全園が幼稚園型認定こども園に移行、10 月からはへき地保育所も特例保育施設に移行しました。10 月からは 3 歳以上の保育料も無償化されています。

また、3 歳未満児の保育枠確保については大きな課題として残っていましたが、令和 2 年度の認可保育園の建設整備を行ない、保育枠の拡大に向け取り組みました。

前計画期間中に目標を達成した項目も多い一方で、現在就労していない 7 割以上が、就労したいと希望を持ちながらも「保育サービスを利用できれば就労したい」「働きながら子どもを育てていくのに適当な仕事がない」という一定数の回答もありました。こうした意見を取り込みながら、教育・保育の受け入れ体制整備や保育の質の向上などを検討し、仕事と子育ての両立に向けた支援を推進していく必要があります。

●時代に対応した児童の健全育成の推進

児童館で実施している放課後児童クラブの満足度はいずれの項目も高くなっています。

また、小学校に期待することについては「基礎学力の向上」が高い一方で、「いじめの防止や対応」「豊かな心を育てる教育」「表現力やコミュニケーション力を伸ばす教育」がいずれも 5 割を超えていました。このほか、スマートフォンによる子ども同士のトラブルが発生しており、心配する回答も見られました。

思いやりの心や表現力をつけるには、学校だけではなく、地域や家庭との連携も強化し、多様な交流の中で子どもを育てていく教育環境づくりを進めることが重要です。インターネットを介して悪質な被害に遭う可能性も想定し、こうした時代の潮流に柔軟に対応した児童健全育成を推進していく必要もあります。

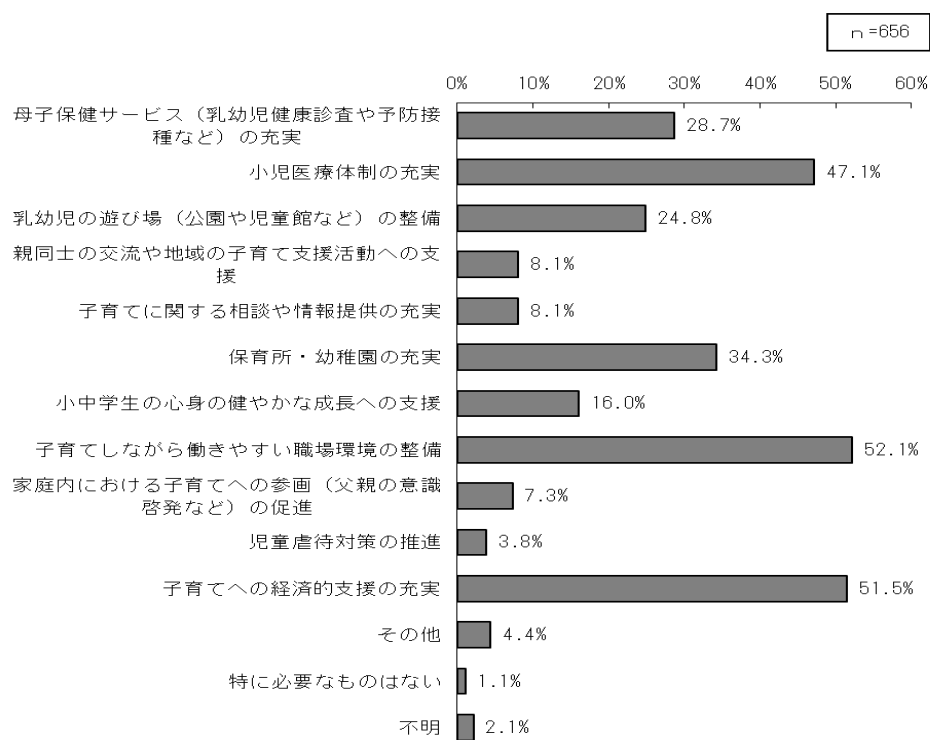
●子どもと保護者が安心・安全に過ごすことのできるまちづくりの推進

子どもや親が安心して外出できる環境（公園や遊び場）にあると思うかについて、「思わない」「どちらかというと思わない」の合計が 3 割となっています。また、児童虐待を見聞きした経

験の有無については「ある」との回答が2割近くあるとともに、「子育てのストレスから、子どもに手をあげたり世話をしたくなくなる」と悩んでいる実態もありました。

環境整備とともに、相談できる環境の充実によって保護者の不安や負担の解消を図り、地域の人々による子ども・子育て世帯の見守り体制の構築、関係機関や行政をはじめとした多様な機関の連携を図ることにより、安心・安全のまちづくりを推進していく必要があります。

■子育てしやすいまちづくりのために重要だと思うこと



第4章 子ども・子育て支援社会の構築に向けて〔基本方針〕

1. 計画の基本理念

中標津町子ども・子育て支援事業計画は、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。

地域で育つ 地域で育てる 未来の力

～ 世代を超えてみんなが笑顔で自信をもっとらせる町 ～

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の活力ある社会の担い手の育成にもつながるものであり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

そのためには、子ども・子育て支援のための施策を質・量ともに充実させるとともに、家庭を中心に、保育園・幼稚園・認定こども園、学校、地域、企業その他、社会を構成するすべての人々が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、相互に密接に連携しながら、それぞれの役割を十分に果たしていく必要があります。

第2期中標津町子ども・子育て支援事業計画は、前計画の基本理念を継承しながら、子ども・子育て支援新制度による保育体制整備を含む、総合的な子育て支援を推進し、子育てにやさしい、お年寄り・子ども・青少年等、世代を超えてみんなが笑顔で暮らせる町づくりに取り組んでいきます。

2. 計画の基本的視点

基本理念をうけ、この計画における基本的な視点を次の5点にまとめます。

1. 一人ひとりの子どもを尊重する視点

子どもたちの幸せを第1に考え、成長過程においてその人権が最大限に尊重されることが大切です。特に支援が必要な子どもたちに対しては子どもの権利が充分保障されるよう配慮します。

2. 次代の親を育む視点

すべての子どもたちの健やかな育ちを保障していくためには、乳児、幼児、学童期などの特性を踏まえ、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されるとともに、子どもは次代の親になるという認識のもと、教育・保健・福祉・雇用等のあらゆる分野にわたる総合的な支援が行なえるよう取り組みを進めます。

3. 子育てを応援する視点

子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることが出来るよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を持つことのないよう支援体制の整備を推進します。

4. 地域社会全体で子ども・子育てを見守る視点

子育ての基本的役割は家庭であるという認識の下、子どもや親、子育てを地域全体で支えあう体制づくりが必要です。子育て支援等を通して地域への貢献を希望する人も含めて、地域の自然・施設等、社会資源を有効活用できる取り組みを推進します。

5. 「ライフ・ワーク・バランス」を実現する視点

男性・女性も含めた働き方の見直しには、企業等の理解と協力が不可欠です。子育て支援に取り組もうとする事業者に対し、情報提供等の支援を進めます。

3. 計画の基本目標

基本理念の実現のために、4つを基本目標として総合的に施策を推進します。

1. 子育て家庭を応援・支援する環境づくり

子どもを生み育てることには、大きな喜びや感動があると同時に、様々な悩みがつきものです。子どもの成長と一緒に、笑ったり、泣いたり、つまずきながら、親もまた親として成長していくものです。しかし、核家族化や少子化などの子どもを取りまく社会環境の変化により、子育てに負担や疲れを感じ、自信が持てなくなっている現状もあります。その負担等の軽減を図る施策を地域の中で充実させ、世代を超え、地域社会全体で安心して子育てができ、子育て家庭を十分にサポートできる環境づくりを推進していきます。

また、全ての子どもが、質の高い幼児期の生活環境を維持できるよう「教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」を図ります。また、就労の有無に関わらず安心して子育てができるようニーズに応じたきめ細やかな保育サービスの充実を推進します。

2. 次代を担う子どもの生きる力と豊かな心を育む環境づくり

次代の担い手である子どもたちが自己を確立し、やさしく、心豊かに成長するための施策を充実していくためには、家庭をはじめ地域と学校が手をつなぎ、本来持っている教育力を活性化していくこと、また、命の大切さをしっかりと伝え、今日のめまぐるしい社会の変化の中で、たくましく生きていけるよう子どもたち自身が「生きる力」を身につけることが重要です。親子、また地域の人との触れ合いの中で、子どもたちが自ら学び、自主的に判断・行動し、他人を思いやる心、感動する心など豊かな人間性を育てていく取り組みを推進します。

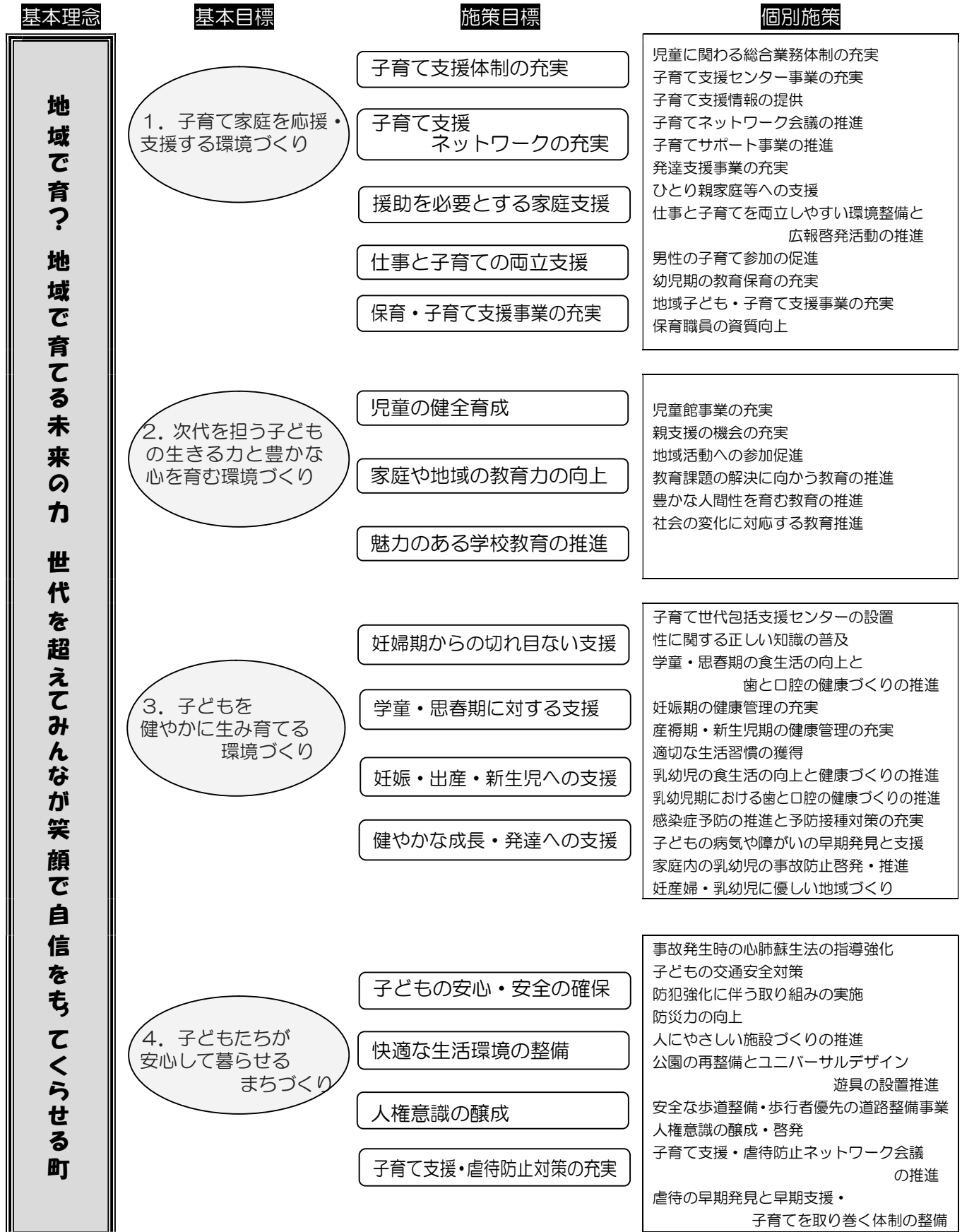
3. 子どもを健やかに生み育てる環境づくり

子どもたちが、健やかにのびのびと育っていくことは、すべての人の願いです。安心して子どもを生み、ゆとりを持って子どもを育てていくためには、思春期教育から始まり、妊娠・出産・乳幼児期において一貫した環境づくりが必要です。親子の健康を確保し、育児不安の軽減、子どもの疾病の予防等を目的とした健康相談や訪問指導の充実等を図り、育児支援の充実に向けた取り組みを推進します。

4. 子どもたちが安心して暮らせるまちづくり

子どもと大人がお互いに尊重し合い、理解を深め、同じ町民として手をつなぎ地域を支え、明るい未来を作り上げていかなければなりません。すべての子どもの人権が守られるよう、虐待防止対策や支援は地域で真剣に取り組まなくてはならない課題でもあります。子どもたちが安心して暮らすことができるためには、のびのびと活動できる空間や安全に暮らすことのできる環境の整備も重要です。安全・安心なまちづくりも推進していきます。

4. 中標津町子ども・子育て支援事業計画施策体系図



第5章 計画基本目標ごとの取り組み

基本目標1 子育て家庭を応援・支援する地域づくり

- (1) 子育て支援体制の充実
- (2) 子育て支援ネットワークの充実
- (3) 援助を必要とする家庭支援
- (4) 仕事と子育ての両立支援
- (5) 保育・子育て支援事業の充実

基本目標 1 子育て家庭を応援・支援する地域づくり

(1) 子育て支援体制の充実

《現状と課題》

児童にかかわる業務を一本化し、きめ細やかな対応やサービスを円滑に行なうために、平成 18 年、機構改革により『子育て支援室』を設置、また、児童館を核とした子育て支援体制の整備に取り組んできました。地域力の低下が問題になっている社会情勢にありますが、子どもの健やかな育ちを、その成長の過程も含めて、地域全体で見守っていく子育て支援体制を推進することが必要です。

児童に関わる総合業務体制の充実

《事業の概要》

相談業務はもとより、児童に関する総合案内や、子ども・子育て支援新制度の推進、発達支援事業、児童館事業、医療給付、また各手当等の制度を網羅し、子育て支援情報の発信並びにきめ細やかな対応やサービスの提供を目指します。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
子育て総合窓口の設置	1 箇所	1 箇所	子育て支援室
子育て世代包括支援センター事業	0 箇所	みらいる・保健センターに 2 箇所設置	子育て支援室
児童手当	国基準で実施	国基準で実施	子育て支援室
乳幼児医療費の助成	道基準で実施	道基準で実施	子育て支援室

※子育て世代包括支援センター事業

妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療等との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、切れ目のない支援を提供する体制を構築する事業です。市町村はこのセンターを令和 2 年度末までに設置することとしており、中標津町では保健センターと児童センター「みらいる」で事業を実施します。

子育て支援センター事業の充実

《事業の概要》

中標津町児童センター「みらいる」の中に、安心・リラックスして、親子で気軽に遊びに行くことができる空間となる子育て専用ルームを設置しました。

子育て支援センター事業として、生後 4 ヶ月までの乳児をもつ家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」、全中学 3 年生を対象に学校で行なう「ふれあい交流」事業等を実施しています。赤ちゃんふれあい交流は事業開始より 15 年が経ちますが、赤ちゃんがボランティアするというユニークな取り組みとして、全国でも紹介されているとともに、当時の中学生が母親となって参加する、またボランティアをした赤ちゃんが今度は中学生になってボランティアされるなど、命の重みの世代間連鎖を目指した事業は、なくてはならない大切な事業になっています。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
地域子育て支援拠点事業	1 箇所	1 箇所	子育て支援室
つどいの広場事業	1,799 人	2,000 人	子育て支援室
赤ちゃんふれあい交流事業	中 3 全クラスごとに実施	中 3 全クラスごとに実施	子育て支援室
こんにちは赤ちゃん訪問 ※	80.9%	90.0%	子育て支援室

※家庭訪問事業

中標津町では安心して子育てができるよう、保健センターが生後 1 ヶ月までの乳児のいる家庭に対して新生児や産婦の健康状態を確認・指導することを目的として行う「新生児訪問」と、子育て支援センターが生後 4 ヶ月までの乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、虐待予防や健全な育成環境を把握するために行う「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施しています。一体的に行うことにより、全家庭の親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言、さらには支援が必要な家庭に対して継続的な支援を行う等、保健師・保育士等、それぞれの専門性を生かした視点で、ひとりひとりに添ったきめ細やかな支援を目指しています。

■子育て支援事業実績

区 分		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
子育て支援センター来館者		9,428	12,670	10,671	8,606	9,904	8,065	10,478	12,373	11,735	11,849
各児童館子育て支援来館〔人〕		1,737	1,432	1,028	1,092	835	617	520	479	440	375
広 場	ばぶばぶクラブ〔人〕	1,650	1,626	1,345	1,345	1,819	3,412	3,043	1,739	2,020	1,752
	パパの広場（土曜日）	230	239	106	106	127	192	72	21	62	47
赤ちゃんふれあい交流事業		2 回	8 回	9 回	6 回	7 回	7 回	8 回	8 回	7 回	8 回
赤ちゃんボランティア登録数		47 組	66 組	70 組	55 組	57 組	55 組	62 組	59 組	56 組	59 組
こんにちは赤ちゃん訪問件数 （訪問率）		－	217 (94%)	219 (93%)	245 (90%)	191 (91%)	182 (89.6%)	176 (85.4%)	187 (90.7%)	153 (87.9%)	174 (80.9%)
子育て サークル	登録数（団体）	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3
	延人数	3,486	3,046	3,219	3,068	2,792	2,721	2,617	3,000	2,677	2,384
子育てサークル OB 会		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ママさんサークル		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

子育て支援情報の提供

《事業の概要》

子育て家庭が望む情報は、中標津町の子育てに関するすべての情報の掲載・周知であり、官民一体となった情報の収集・提供が必要です。子育て支援を総合的に把握し、正確な情報を一元化した中で定期的に提供できるシステム並びにホームページや冊子による周知の方法を確立することが大切です。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
子育て支援ガイドブック	年 1 回 6 月上旬発行	年 1 回 5 月下旬発行	子育て支援室
子育てホームページ	都度更新	継続して実施	子育て支援室
子育て支援機関紙	年 12 回発行	年 12 回発行	子育て支援室
どさんこ・子育て特典制度の推進	PR/配布中	継続して実施	北海道事業 （子育て支援室）

(2)子育て支援ネットワークの充実

《現状と課題》

核家族化の進行・少子化により、相談できる相手もなく母親がひとり孤立した状態で悩み、不安を抱えながら子育てしている状況が、大きな社会問題となって虐待等様々な問題が発生しています。中標津町も例外ではないことがアンケートから浮き彫りになり、また実家が近くにない方も多い実態がわかりました。子育て中の親が安心して子育てができ、また子育てに対する身体的・心理的な負担を軽減するためには、子育て支援を目的とした地域のネットワークを形成し、地域の中で子育ての悩みや不安を気軽に相談できる場や人材の育成も同時に進めることが大切です。

子育てネットワーク会議の推進

《事業の概要》

前計画を策定し、経過も含めて進捗状況の確認を行ってきた子ども・子育て会議は、計画策定後も、会議を継続し、ネットワーク組織として、事業の進捗状況確認や、意見交換を定期的に行なっています。

多様化する子育て支援サービスの効率的な運営を図るためにも、子ども・子育て会議を中心としたネットワーク機能の充実を図り、町全体の子育て支援事業推進に努めます。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
子ども・子育て会議の推進	年3回開催	年3回開催	子育て支援室

子育てサポート事業の推進

《事業の概要》

ファミリー・サポート・センター事業は、利用する会員と支援する援助会員の相互間の信頼関係のもと、主として援助会員宅で保育を行なう事業です。

幼児の子育てに関心のある方、子育ての経験を生かしてボランティア活動をしてみたいと考えている方を資格の有無や年齢を問わず広く募集し、子育てに関わる講座等の受講を通して自信をもって、また楽しく子育てをサポートできるよう、人材発掘・支援する援助会員サポーターの拡大に取り組みます。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	1箇所	2箇所	子育て支援室
子育てサークルの育成支援	2団体	4団体	子育て支援室
いどばたの学校OB会活動支援	1団体	1団体	子育て支援室

(3) 援助を必要とする家庭支援

《現状と課題》

乳幼児健診には、子どもの身体的発達や精神的発達を確認し、発達の遅れ等を発見するスクリーニングの目的をあわせてもっています。また、子育て支援センターにおいても発達の不安や相談を通して、他機関につなげていく等の役割を担っています。支援が必要と診断される子どもに対しては、早期に発見し、発達支援に関わる機関が連携しながら、その子に適した治療や療育を保護者とともに考え、支援していく必要があります。医学の進歩に伴い、発見しづらかった病気が早期に発見されるようになり、また発達障がいについても精神発達遅滞や自閉症、多動など世間一般に知られるようになりました。しかし、障がいをもつ子どもの家族が障がいについて理解を深め受容できるまでの過程は容易なものではありません。保護者の意思を尊重しながら、同じ方向でサポートが出来るよう、乳児期・幼児期・学童期における連携体制を確保し、ハンディキャップを抱えても安定した生活が出来るよう支援が必要であると考えます。

また、生活保護世帯やひとり親家庭が増えている現状にあります。安定した生活基盤を確保するためには就労は必要であり、保育体制の整備も含めて就労活動支援等、自立に向けた支援対策が必要です。

発達支援事業の充実

《事業の概要》

児童デイサービスセンターは、平成2年に発達遅滞等の児童に関して、作業療法士、言語聴覚士、保育士が専門的な訓練を行なう施設として開設されました。当初20名を予定していた利用者は、現在50名を超え、相談業務も増えています。

早期の児への適切な療育は勿論ですが、保護者の精神的・肉体的負担も大きく、相談体制の整備や一時的な休息や、また急な用事が発生したときに一時的に預かってくれるレスパイトサービスの確保等、保護者への支援も益々必要になってきています。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
児童デイサービス支援センター事業	1 箇所	2 箇所	児童デイサービスセンター福祉課
児童発達支援センター事業	0 箇所	1 箇所	児童デイサービスセンター
巡回療育相談	旭川療育センター年1回	継続して実施	北海道（所管：児童デイ）
子ども発達支援事業	道心理士派遣事業年11回	継続して実施	北海道（所管：児童デイ）
巡回児童相談	児童相談所来町巡回相談 年6回（12日）	継続して実施	北海道 （所管：子育て支援室）
障がい児日中一時支援事業	1 箇所	継続して実施	福祉課
放課後等児童デイサービス事業	1 箇所	2 箇所	福祉課
特別児童扶養手当	実施	継続して実施	北海道（所管：福祉課）
重度障害児医療費等助成	実施	継続して実施	北海道（所管：福祉課）
障がい児保育	定員9人	定員9人	町立保育園
医療的ケア児支援事業推進	0 箇所	1 箇所	福祉課

■児童デイサービスセンターの利用実績

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
利用児童延人数	1,220	980	1,485	1,656	911	1,122	1,126	1,562	1,194	1,033
年開所日数	244	243	244	244	246	245	243	243	247	242

■障がい児日中一時支援事業・放課後等児童デイサービス利用実績

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
日中一時支援利用児童 延人数（人） ※1	—	—	150	354	377	187	265	305	250	206
放課後等児童デイ利用児 童延人数（人） ※2	—	—	—	—	104	147	211	248	269	274

カスタネット：H23 10月開始

とらいあんぐる：H25 6月開始

※1 障がい児日中一時支援事業（カスタネット）

保護者に所用ができて、看護してくれる人がいない場合や看護している方の休息時間の確保のための支援策として、児童に日中の活動の場を提供し、家族の負担軽減を図ることを目的に実施〔対象児童 療育手帳の交付を受けている又は、特別支援学級に在籍する小学生〕

※2 放課後等児童デイサービス実施（とらいあんぐる）

学校通学中の児童に対して、放課後や長期休業日等、所定の施設において、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を児童の個別計画に沿って受けられる事業〔対象児童 療育手帳の交付を受けている又は、特別支援学級に在籍する小学生から高校生までの児童〕

ひとり親家庭等への支援

《事業の概要》

年々、ひとり親家庭は増加傾向にあります。その中でも乳幼児を抱える若い世代のひとり親家庭が増えている状況にあります。中標津町では国の施策でもある児童扶養手当の受付事務、また医療費の助成を行なっていますが、医療費については、町独自の取り組みとして、児童が18歳になるまでその親にも一部助成がされています。ひとり親家庭が自立し、安定した生活をおくれるための支援策として住宅や、保育の整備が必要になっています。

また、生活保護世帯も増加しています。本人の就労支援策等も含め、子どもに対する自立をサポートすることは必要です。社会福祉事務出張所や地域の民生委員等とも連携し、きめ細やかな支援が必要です。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
ひとり親家庭相談	実施	継続して実施	子育て支援室
児童扶養手当の支給	実施	継続して実施	子育て支援室
ひとり親家庭医療給付事業	実施	継続して実施	子育て支援室
母子家庭等就業自立支援事業の促進	実施	継続して実施	北海道
母子寡婦福祉資金の貸し付け	実施	継続して実施	北海道

(4)仕事と子育ての両立支援

《現状と課題》

職業を持つ女性は増加傾向にあり、その中で仕事と家庭の両立を担う女性が、出産、子育てをためらうことが少子化の原因のひとつでもあると言われています。

ニーズ調査では、職場において育児休業等、仕事と家庭の両立支援制度が整っており、保育サービスの充実、また家族の理解があれば就労しながらでも出産したいと考えている女性が多くいる実態もわかりました。女性が働きやすい環境の整備は、男性が働きやすい環境でもあり、男女ともに充実した家庭生活を送るためには仕事時間と生活時間のバランスを保ち、両方で子育てに参画できる環境づくりが大切です。職場環境の整備については、難しい課題ではありますが、企業自ら制度を活用し保育等の環境づくりを推進していく姿勢も必要です。中標津町の（株）東武において道東初となる、企業主導型保育事業として企業所内保育施設「OTOMODACHI」の設置に取り組みしました。

仕事と子育てを両立しやすい環境整備の広報啓発活動の推進

《事業の概要》

男女共同参画プランを推進し、職場や地域に子育て支援に関する関係法令等の情報提供等、啓発・啓蒙に努め、仕事と子育てを両立しやすい環境の整備に向けて、意識の向上を図る必要があります。雇用促進を進めるため、子ども・子育て支援新制度を活用した事業所内保育所の設置等も含め、企業にも子育て支援の理解を深めていただくよう取り組みが必要です。女性の仕事と家庭の両立は進みつつありますが、男性は仕事中心の生活を余儀なくされており、このことが男性自身の仕事と子育ての両立希望の実現を妨げるとともに、その結果、女性に家事や子育ての負荷がかかることになり、女性の継続就業を妨げるひとつの要因となっています。男女が共に安心して働き続けるためには、保育の環境を整備すると同時に、働き方についても改革は必要です。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
仕事と子育て両立のための広報・啓発・情報提供	国からの情報提供に基づき商工会等に随時提供	継続して実施	子育て支援室
企業型保育事業所の設置推進	1 箇所	1 箇所	子育て支援室

男性の子育て参加の促進

《事業の概要》

男女が共に安心して働き続けるためには、環境整備と子育ての両立を促進していかなければなりません。父親が育児に参加する意義や重要性について、啓発は勿論ですが、父親が子どもを連れて気軽に来れる場所の確保も必要です。父親同志の交流の機会として子育て支援センターでは、『パパのひろば』を毎月開催しています。小さな頃からの父親のネットワークが、学童期・中高校生期の PTA 活動、しいては地域づくりにもつながります。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
子育て・パパのひろば	月 1 回	月 1 回	子育て支援室
パパ・ママ教室	年 6 回	年 6 回	保健センター

(5) 保育・子育て支援事業の充実

《現状と課題》

子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するために、国は「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指した「子ども・子育て支援新制度」による新しい仕組みを構築しました。

中標津町においても、前計画で実施したニーズ調査の結果を踏まえ、幼稚園・保育所の充実とともに、一時預かりや病児保育等の地域子ども・子育て支援事業も合わせた中で、就労形態等の多様化に見合った保育環境の整備に努めてきました。

令和元年10月からは3歳以上の保育料無償化がスタートしていますが、さらに保護者のニーズに沿った保育サービスを利用できるよう、保育を総体的に捉えた整備の推進が急務です。

幼児期の教育・保育の充実

《事業の概要》

教育・保育サービスについて、利用者の生活実態及び意向を踏まえてサービス提供の体制の確保と質の高いサービスの拡充を図ります。幼児期の教育・保育の一体的提供の実現に向けて、子ども・子育て支援新制度の取り組みを推進する必要があります。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
保育・教育の充実（計画推進）	計画策定・推進・管理	継続・推進	子育て支援室
認可保育園の施設整備	泉保育園建設	町立保育園改修・修繕	子育て支援室
子ども・子育て支援制度移行（3歳未満児枠）促進	待機児童11名 （令和2年1月現在）	待機児童0名	子育て支援室
障がい児保育の推進	1箇所	1箇所	町立保育園
国際化・外国人の受け入れ	全園で実施	継続して実施	子育て支援室
計根別幼稚園枠の整備	3歳以上児の受け入れ	満3歳児から受け入れ	教育委員会

■認可保育所（町立中標津保育園・泉保育園）

中標津町全体では、未就学児童数の3歳以上児についての必要な保育量は、保育所・幼稚園の受入可能総人数をあわせると、全児童数に対して十分な状況となっていますが、保育所を希望する児童の年齢層は低年齢化の傾向にあり、3歳未満児については、認可保育所では待機児童が発生している状況にあります。3歳未満児の保育需要は、今後益々高くなっていくことが想定される中、令和2年度より3歳未満児定員の拡大が図れるよう、泉保育園園舎改築を推進してきました。

また、障がいを持つ児童や様々な事情により支援を必要とするご家庭も増加傾向にあります。町立保育園は公の施設でもありその果たす役割を十分に踏まえ、職員を配置し、定員の1割の範囲において受け入れを実施してきました。今後、医療的ケアが必要な児童についても保育できるよう看護師等の配置による受け入れ整備を推進する必要があります。

	定員	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
町立保育園 (内 3 歳未満)	90 人	87.8 (31.4)	84.9 (29.2)	78.5 (24.8)	91.0 (31)	89.3 (33.8)	85.1 (34.4)	92.4 (32.1)	91.1 (36.1)	90.9 (37.2)	91.6 (38.0)	92
障がい児保育		8	7	3	7	6	7	5	4	8	8	8
泉保育園 (内 3 歳未満)	90 人	92.6 (28.7)	85.8 (26.0)	89.3 (25.5)	92.0 (26)	86.0 (27)	81.7 (28.6)	80.3 (26.5)	80.9 (28.6)	84.7 (28.8)	83.2 (29.1)	81

※月平均の在籍児童数。単位（人）H31 は 5 月 1 日現在
障がい児保育には特別保育事業による障がい児も含む

《認可保育所の主な認可基準》

職員数：0 歳児 3 人に 1 人、1・2 歳児 6 人に 1 人、3 歳児 20 人に 1 人、4 歳児以上 30 人に 1 人の保育士を配置
面積等：0・1 歳 乳児室 1 人当たり 1.65 m² ほふく室 1 人当たり 3.3 m² 2 歳児以上 保育室 1 人当たり 1.98 m²
設備等：自園調理、調理室、調理員

■へき地保育所

令和元年 10 月からの無償化の施行に伴い、へき地保育園についても特例保育施設の位置づけで、子ども・子育て支援新制度の施設に移行しました。

しかし、平成 15 年度中標津町保育計画の方針により、7 箇所あったへき地保育所は、現在 2 箇所となり、児童数も減少している状況にあります。集団保育のできない環境も鑑み、10 名以下となったへき地保育所については、閉所並びに統廃合も視野に入れ、地域・保護者との協議を継続して実施します。

	定員	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
養老牛	30	5.0	3.0	4.3	閉所							
俣落	30	20.5	24.2	22.6	19	18.0	15.3	16.1	14.8	13.8	12.1	8
武佐	30	17.7	17.0	11.0	8	6.0	4.6	閉所				
俵橋	30	17.0	16.1	14.2	10	10.6	11.0	10.6	8.9	3.0	閉所	
協和	30	8.3	13.0	16.8	14	7.9	5.1	7.0	8.5	9.1	10.5	9

月平均の在籍児童数。単位（人）H31 は 5 月 1 日現在

■幼稚園

中標津町には、公立の幼稚園が計根別地域に 1 箇所あります。計根別幼稚園は、地域の協議を経て、計根別へき地保育所と統合し設立された経緯があります。

幼稚園は 3 歳に到達した児童（満 3 歳児）の入園もできることから、今後、私立幼稚園同様、受け入れの方向で体制整備を推進します。

	定員	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
計根別幼稚園	95	29	25	29	34	42	41	44	45	41	39	26

人数は各年度 5 月 1 日を基準。単位（人）

■認定こども園

延長や長期休業日などの一時預かり保育事業等、利用者のニーズにあった多岐にわたった保育サービス体制を提供したことにより、従来保育所を利用する就労形態にあっても、3歳児からは幼稚園を希望する傾向が高く、幼稚園の利用は増えています。中標津町では平成31年4月から4つの私立幼稚園が全園そろって幼稚園型認定こども園に移行し、幼稚園機能と保育園機能を併せ持つ施設となっています。今後、保護者のニーズに沿った保育枠設定の整備を推進します。

	定員	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
ひかり幼稚園	140	135	121	134	140	140	130	121	140	122	121	104
第2ひかり幼稚園	105	102	83	86	84	77	71	78	91	81	77	85
愛光幼稚園	120	121	117	120	121	113	102	116	119	123	115	112
カトリック幼稚園	105	104	108	84	97	84	98	77	82	82	69	63

(定員：令和元年5月1日現在の認可定員 人数：各年度5月1日を基準。単位〔人〕)

■認可外保育園

中標津町には私設保育所2箇所、託児所が1箇所、事業所内保育所1箇所の認可外保育所があり、通常の保育事業の他、一時預かり保育や延長保育等、独自の工夫を凝らした保育内容が整備されています。星の子保育園は全国でも大規模な認可外保育園となっていますが、他は主として3歳未満児の乳幼児を中心に家庭的な環境の中での保育を目指しています。

子ども・子育て支援新制度では、3歳未満児の待機児童の解消を図るため、6人から19人を定員とし、主として3歳未満児の保育を行う施設を地域型保育給付として位置づけています。現時点で移行した園はありませんが、各事業所との連携により移行に向けて検討も必要です。

	定員	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
星の子保育園	74	100	100	109	85	95	88	102	101	95	86	75
ニューグリーンハウス	25	17	25	25	18	20	32	21	20	16	19	21
キッズルームこぐま	12	12	12	8	9	11	5	5	4	5	9	8
託児所こころ	0	13	13	13	11	13	9	10	10	8	7	閉所
町立病院	30	7	12	17	9	7	13	9	9	8	11	11

(定員：令和元年5月1日現在の認可定員 人数：各年度5月1日を基準。単位〔人〕)

■企業主導型保育事業

企業主導型保育事業とは子ども・子育て拠出金を負担している事業主等が自ら事業所内に保育所を設置し、多様な就労形態に対応する保育サービスを提供するものです。この事業は町による計画的整備とは別枠で調整可能であり、設置の際や利用の際にも町の関与を必要としません。

本町では、(株)東武が道東で初となる企業主導型保育所「OTOMODACHI」を設置し、主として3歳未満児を預かっています。従業員の就業と育児の両立支援を会社で推進しています。

	定員	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
OTOMODACHI	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	11

人数は各年度5月1日を基準。単位〔人〕平成30年度から開設

地域子ども・子育て支援事業の充実

《事業の概要》

幼児期の保育・教育の充実とともに、子ども・子育て支援新制度では、一時預かり保育等すべての子育てで家庭を対象に地域のニーズに応じた様々な子育て支援の充実を、市町村が主体となって実施する13の事業の推進を目指しました。中標津町でも、ニーズ調査の結果を受け、次世代育成支援地域行動計画（平成17年度から平成26年度）期間において、乳幼児家庭全戸訪問、地域子育て拠点事業、放課後児童クラブの拡大等の整備に取り組み、前計画期間（平成27年度から令和元年度）では一時預かり保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業をNPO法人等に委託し取り組みました。

地域の相互援助活動で成り立つファミリー・サポート・センター事業については、市街地に提供会員が集中する傾向にあることから、今後、事業の周知をはかり、計根別地域をはじめ、新たな地域から提供会員として身近で子育てをサポートできる人材を発掘することも重要です。

地域、官民一体となった子育て支援の充実を目指します。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
利用者支援事業 （子育て世代包括支援センター）	0箇所	2箇所	保健センター 子育て支援室（みらいる）
地域子育て支援拠点事業	1箇所	1箇所	子育て支援室
延長保育事業	一部実施	一部実施	子育て支援室（各事業所）
一時預かり保育事業（幼稚園型）	5園	5園	子育て支援室
一時預かり保育事業（一般型）	2箇所	2箇所	子育て支援室
ファミリー・サポート・センター事業	1箇所	1箇所	子育て支援室
子育て支援短期事業	0箇所	0箇所	他機関の活用
病児保育事業	1箇所	1箇所	子育て支援室
放課後児童クラブ	8クラブ	8クラブ	子育て支援室
妊婦健康診査	実施	継続して実施	保健センター
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん家庭全戸訪問）	80.9%	90.0%	子育て支援室
養育支援訪問事業	実施	継続して実施	子育て支援室

■地域子ども子育て支援事業の利用実績（平成27年度から実施）

単位：人

事業名（実施施設）		H27	H28	H29	H30
幼稚園型一時預かり保育事業	ひかり幼稚園	4,784	5,938	5,761	7,569
	第2ひかり幼稚園	4,240	3,710	4,235	4,596
	愛光幼稚園	4,131	4,450	4,484	3,979
	カトリック幼稚園	2,811	3,067	2,881	2,912
	計根別幼稚園	3,949	3,945	3,321	2,778
	合 計	19,915	21,110	20,682	21,834
一般型一時預かり事業（る・る・る）		559	702	821	805
ファミリー・サポート・センター事業		325	328	561	457
病児保育（中標津こどもクリニック）		96	99	248	173

※計根別こども館「えみふる」一時預かり保育事業は平成31年4月より実施

※一時預かり保育事業

事業の趣旨：家庭において一時的に保育をうけることが困難になった乳幼児について、保育所等で、一時的に預かり保育を行なう事業

設備の基準：児童福祉法施行規則第36条の35の規定に準じ、適切な保育環境を整備

職員の基準：乳幼児の年齢・人数に応じて保育を行なう者を配置。保育士の人数は、2名を下回ること
は出来ない。

実施場所：各幼稚園・る・る・る・計根別こども館えみふる

※ファミリー・サポート・センター事業

事業の趣旨：地域において、子どもの預かり援助を行ないたい者と、援助を受けたい者が会員組織によりセンターを立ち上げて行なう事業。

設置の基準：町の事業（委託等）として、市町村に1箇所設置、コーディネーター（アドバイザー）の配置が必要。子どもを預かる場所は原則として会員の自宅とする。

職員の基準：子どもの預かり中の安全対策等のため、規定の講習を実施し、この全過程を終了した会員が援助活動を行なう。

実施場所：る・る・る

※病児保育

事業の趣旨：病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良になった児童への緊急対応等行う事業。

実施主体：町又は町が適任と認めた者

設備の基準：保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室・静養室を整備

職員の基準：病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師を利用児童10人につき1名以上配置、保育士を利用児童3人につき1名配置。

実施場所：中標津こどもクリニック

保育職員の資質向上

《事業の概要》

子どもの最善の利益を考慮し、個性に沿ったきめ細やかな保育を行なうためには、保育士が日頃より子どもの気持ちを受け止めた柔軟な保育を行うと同時に、子どもの保護者や地域への子育て支援を行なっていく必要があります。様々な知識と技術及び適切な判断力が求められています。

保育士一人ひとりの人間性・専門性を確保し、質の向上を図るためには、保育実践や研修などの機会を通じて職員の共通理解を図り、協働性を高めていくことが重要です。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
職員の質の向上	全体研修会年1回	全体研修会年1回	子育て支援室

基本目標２ 次代を担う子どもの生きる力と

豊かな心を育む環境づくり

- (１) 児童の健全育成
- (２) 家庭や地域の教育力の向上
- (３) 魅力のある学校教育の推進

基本目標2 次代を担う子どもの生きる力と豊かな心を育む環境づくり

(1) 児童の健全育成

《現状と課題》

中標津町では、子育て支援策の重点施策を児童館に置き、赤ちゃんの受け入れや、児童健全育成、また、地域の拠点施設として様々な事業を実施してきました。

中・高校生の居場所ともなる児童の拠点施設の整備は、大きな課題として掲げられていましたが、中・高校生建設プロジェクトチームを結成し、子どもたちの意見を最大限取り入れた児童センターが平成27年度から供用を開始しました。また、計根別地域には平成31年度、計根別農業協同組合所有の旧NOSAIを改築し、計根別農業協同組合と連携した一時預かり保育所も含む計根別こども館「えみふる」を開設しました。

老朽化による早急な児童館整備は喫緊の問題となっておりますが、既存施設の整備による利活用を図りながら子どもの居場所づくりの推進に取り組むとともに、今後は学校建設計画に合わせた学校区に1か所の児童館整備の検討を推進します。

児童館事業の充実

《事業の概要》

児童館では、すべての児童が遊びを通じて生活体験や自然体験を学習し、異年齢交流を通して仲間作りや交流の場として児童の健全育成に努める他、「じどうかん祭り」、児童館菜園事業「たがやし隊」てらこや事業など、地域ネットワークの拠点施設としての役割を担っています。

また、児童館では、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から3年生の児童を対象に、児童の安全確保及び健全育成を目的とした「児童クラブ」を実施しています。4年生以上については、登録制の児童クラブとしてではなく、自分の意思で利用できるよう、利用時間を午後5時から6時に延長し、放課後の活動場所として受け入れを図っています。

しかし、近年の傾向として土曜日の来館者数が全体的に減少しています。土曜日の長時間だからできる魅力ある事業を発信し、子どもが集まって遊ぶことの楽しさを仕掛けていく必要もあります。土曜日については市街地「みらいる」、計根別「えみふる」に集約した体制の開館をはかり、地域ボランティアやチャイルドアドバイザー等と連携した子ども食堂やクラブ活動に取り組むなど、児童館活動の在り方について抜本的改革も必要な時期となっております。

施策・事業	現在の進捗状況	R6年度目標	担当課
児童館整備	みらいる・えみふる整備済み 3館が整備未着手	わんぱく児童館廃止、 西・なかよし児童館整備	子育て支援室
放課後児童クラブ	8クラブ	8クラブ	子育て支援室
地域ネットワーク事業の推進			
チャイルドアドバイザー 事業の推進	登録数 28組	登録数 30組	子育て支援室
中学生との赤ちゃんふれ あい交流事業の推進	中学3年生を対象に全中 学校のクラス単位で実施	継続して実施	子育て支援室
じどうかん祭り	1回	継続して実施	子育て支援室

	てらこや学習支援事業	全児童館で実施	継続して実施	子育て支援室
	児童館菜園事業	全児童館で実施	継続して実施	子育て支援室
	中高校生の居場所づくり・活動支援（中高校生広場）	来館者数 1,890 人	2,000 人	子育て支援室
	幼稚園・保育園・学校との連携	園・学校訪問の実施	継続して実施	子育て支援室
	職員研修質の向上	年 2 回研修会の実施	継続して実施	子育て支援室

※放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、児童館内で実施。令和 2 年 1 月現在、みらい：3 クラブ、西：2 クラブ、なかよし：3 クラブ、えみふる：1 クラブの合計 8 クラブ開設

■中標津町児童館の活動実績

区 分		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
児童会館数		5 館	5 館	5 館	5 館	5 館	5 館	5 館	5 館	5 館	5 館
利用者数		59,377	64,633	62,745	75,901	67,625	63,327	91,577	99,952	92,771	80,721
放 課 後 児 童 ク ラ ブ	クラブ数	6	6	6	6	6	6	8	8	8	8
	登録数	240	262	268	302	273	268	277	287	272	249
	みらい	65	71	77	90	74	66	98	102	103	114
	東第2 "	13	24	24	23	31	32	—	—	—	—
	西 "	68	65	75	78	74	73	81	82	78	58
	なかよし "	43	50	40	44	37	41	30	34	30	51
	わんぱく "	26	25	31	41	36	35	39	35	33	
	計根別 "	25	27	21	26	21	21	29	34	28	26
じどうかん祭り延人数		2,100	2,000	2,600	2,500	2,500	2,000	1,700	1,500	1,300	2,500
チャイルドアドバイザー登録数		24	24	23	25	28	21	19	22	20	19
赤ちゃんふれあい交流登録者数（組）		47	66	70	55	57	55	62	59	56	59
みらいの中高校生利用者数		—	—	—	—	—	—	1,719	2,602	2,289	1,890

※みらいは平成 27 年度から開設 わんぱく児童館は平成 30 年 11 月から休館

※平成 27 年度からじどうかん祭り参加者数は参加チケット受付枚数で管理

(2) 家庭や地域の教育力の向上

《 現状と課題 》

子どもは様々な出会いや経験の中で成長していきますが、家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的な倫理観、マナー、自立心を養う上で重要な役割を果たすものです。それぞれの家庭の教育力の向上を図るためには、若い世代から親の役割や責務を自覚できる社会環境づくりが大切なことであり、また、自立して生きていくためには小さなころから子どもに『働く』ことの意義も教えていくことは重要なことです。親に対しては学習機会や情報の提供を積極的に推進す

るとともに、子どもたちにも地域とともにボランティア活動の機会の充実、社会体験・自然体験などを通して就労体験の機会を提供するなど、積極的な地域社会参加を促進します。

携帯電話やゲーム機等の普及に伴い、地域での子ども同士触れ合う機会が減少する等、子どもの体力低下が懸念されています。生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題も指摘されています。地域の人材を活用した、子ども会や青少年育成団体の活動を促進します。

親支援の機会の充実

《事業の概要》

挨拶ができない、マナーやルールが守れないという子どもの増加に対し、大人のモラルも指摘されています。見合わない、関わらない社会情勢が、モラルの低下を招いているとも言われていますが、家庭は健全な子どもが育つための原点であり、親は子どもにとって一番身近な手本になります。学習の機会を随時提供し、親への支援を充実させることが、子育て支援策の最優先課題です。町内の幼稚園では、家庭内の教育力向上のために家庭教育学級を開設しています。社会状況の変化に起因する「家庭教育力」の低下が指摘されていますが、子育てセミナーやフォーラム、学習会等を広く周知し、子育て家庭のみではなく、地域全体で、地域の教育力の再生を図るため、多様な機会の提供を促進していく必要があります。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
子育て研修の実施	各研修会の周知	周知並びに自主開催 1 回	子育て支援室
家庭教育学級の推進	活動経費の助成	継続して実施	生涯学習課
生涯学習研修講座	生涯学習に係る講座の実施	継続して実施	生涯学習課
講座の講師派遣事業	まちづくり出前講座実施	継続して実施	企画課

地域活動への参加促進

《事業の概要》

放課後は自宅で過ごすと回答した小学生が 72.9%と増えています。しかし、その一方で、子ども同士の活動だけではなく、地域の大人の方の指導や助言を受けながら、地域活動に参加できる機会を求める子どもや親は多くなっています。人生の経験者でもある大人や、特にシルバー世代からしつけや遊びを通して習得することは多く、世代間交流にもつながるため、双方の地域活動に参加する機会の提供を図りながら、子ども自身の企画・運営による社会参加の充実と、いろいろな世代で地域活動のリーダーとなる人材の育成を進めていきます。地域活動への積極的な参加促進は、中標津町の次代を担う若者の郷土愛の醸成にもつながる事業です。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
青少年健全育成事業	林業体験事業・木工芸教室・ロングトレイル体験事業等	継続して実施	生涯学習課
キャリア教育の推進	職業体験事業	継続して実施	学校教育課

(3)魅力のある学校教育の推進

《現状と課題》

現代の急激な社会変化は、私たちを取り巻く生活に大きな影響をもたらし、特に青少年の健全育成に関しては不登校やいじめなどの問題が一層深刻化しています。

幼児期から青年期にかけては、生涯においてもっとも著しく心身が発達、変化する時期であり、豊かな可能性を秘めている時期でもあります。自己形成を進めるための意欲と能力を育て、社会人として自立していくことを目指す教育の場として、学校教育は極めて重要な役割を担っています。生涯にわたる基礎を培うために、幼稚園・小中学校・義務教育学校が相互に連携を図る中で、一人ひとりの個性を大切にしながら、基礎的な学力や基本的生活習慣を身に付け、自ら学び、考え、判断し、行動できる児童・生徒の育成が必要です。

また、教育活動の中で体験学習や地域とのふれあい活動を拡充し、人間力を育てることも重要であり、地域と連携した『地域に開かれた学校』の取り組みを推進します。

教育課題の解決に向かう教育の推進

《事業の概要》

様々な教育課題の解決に向けては、地域と連携した取り組みを推進することが必要です。

地域に開かれ、信頼される学校づくりを推進するため、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、協働しながら子供たちの豊かな成長を支えるため、地域・学校の協働活動を推進します。

また、基礎・基本や自ら考える力など「確かな学力」を育むためには、子どもの学力の実態を把握し、一人ひとりの理解や習熟度に応じた指導も必要です。特別支援教育については、さらに工夫を凝らした指導が必要であり、子どもの実態を把握するとともに、関係機関との連携した教育指導の推進に取り組んでいます。

平成27年度に小中一貫校として開校し、翌年度には義務教育学校としてスタートした計根別学園をはじめ、令和2年度からは町内全小中学校において一貫教育を導入し、義務教育9年間を見通した連続性・系統性のある学習指導等の充実を図ります。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
小中一貫教育の推進	全小中学校でR2年度から開始	継続して実施	学校教育課
外国青年招致事業（AET）	2名体制	継続して実施	学校教育課
コミュニティ・スクール導入	H29に全小中学校に設置	継続して実施	学校教育課
退職教員等人材活用事業	道教委の委託事業を活用し実施	継続して実施	学校教育課
習熟度別少人数指導	非常勤講師や加配教員を活用し実施	継続して実施	学校教育課
ティーム・ティーチング（TT）指導	非常勤講師や加配教員を活用し実施	継続して実施	学校教育課
特別支援学級の充実	支援員の配置	継続して実施	学校教育課

※コミュニティ・スクール 保護者と地域の方が責任と権限をもって学校経営に参画するしくみ

■特別支援教育支援員の配置

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	4	7	8	9	10	12	11	14	13	11
中学校	1	1	1	2	2	2	4	4	6	4

豊かな人間性を育む教育の推進

《事業の概要》

中・高校生は思春期の中にいて、心と体がアンバランスな時期でもあります。いじめや不登校等、様々な心の悩みに対応するため、しっかりと話を聞いてケアをしていく、カウンセリング等の充実が必要です。スクールカウンセラーの配置、適応指導教室の充実により、いじめや不登校への対応、問題行動の防止に向けて連携を図るとともに、保護者も含めた相談の体制を充実し、子どもたちが抱える心の問題をケアする体制作りを推進します

また、あわせて読書活動等、豊かな人間性を育む教育の推進プログラムの導入を実施します。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
スクールカウンセラー配置・相談支援の充実	教育相談、学校訪問、家庭訪問等	継続して実施	学校教育課
適応指導教室の充実（教育相談センター）	専門相談員 2 名体制	継続して実施	学校教育課
生徒指導関係団体との連携	活動費補助・巡視活動の実施	継続して実施	学校教育課
学校安全体制の推進	スクールガード・リーダーの派遣	継続して実施	学校教育課
ブックスタート事業	年 12 回（午前・午後）	継続して実施	生涯学習課

■ブックスタート事業

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
実施組数	—	—	223	253	229	208	188	200	199	177

※ブックスタート事業

平成 23 年度から実施。保健センターで実施する 7・8 ヶ月児相談に合わせ、図書館職員と読み聞かせサークルの会員が会場に赴き、来所した新生児（親子）を対象に、読み聞かせを実施し、絵本をプレゼントする。本を読んでもらう楽しさを知ってもらい、将来読書に興味を持ってもらうことを目的としています。

社会の変化に対応する教育推進

《事業の概要》

国際化に対応するために、国際交流を通じ文化や外国語にふれながら、自分を適切に表現できるコミュニケーション能力を養うことが求められています。また、情報化が進む中で、様々な情報の収集や発信が出来る能力が求められています。社会の変化に対応する教育を推進します。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
国際理解教育	AET2 名体制	継続して実施	学校教育課
教育の充実	道教育委員会との連携による有害情報の監視	継続して実施	学校教育課

基本目標3 子どもを健やかに生み育てる環境づくり

- (1) 妊娠期からの切れ目のない支援
- (2) 学童・思春期に対する支援
- (3) 妊娠・出産・新生児への支援
- (4) 健やかな成長・発達への支援

基本目標3 子どもを健やかに生み育てる環境づくり

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援

《現状と課題》

妊産婦・乳幼児等へは、母子保健分野と子育て支援分野の両面から支援が実施されています。支援には多くの関係機関が関わることから関係機関同士の十分な情報共有や連携が難しいという課題があり、状況を継続的・包括的に把握し、支援していく必要があります。また、核家族化が進んでおり地域社会の結びつきも弱くなっている中での育児は負担が大きいため、家族、地域、社会が支えるための地域づくりも必要です。

子育て世代包括支援センターの設置

《事業の概要》

妊産婦・乳幼児等の状況や支援ニーズを継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等が対応し、必要な情報提供や保健指導を実施するとともに、必要なサービスを円滑に利用できるよう支援の紹介や関係機関と連絡調整を図り、切れ目のない支援を提供することで育児不安や虐待の予防につなげていきます。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
子育て世代包括支援センター	未設置	設置	保健センター

(2) 学童・思春期に対する支援

《現状と課題》

十代における妊娠は、人工妊娠中絶、知識不足による妊娠届出の遅れなど様々な問題があると言われています。中標津保健所管内の十代での人工妊娠中絶実施率は、全道と比較すると低いですが、年次推移を見ると横ばいの状況が続いています。また、19歳以下の妊娠届出者は、全体の1.0%～3.0%となっており、そのうち半数以上が予定外での妊娠となっています。十代での人工妊娠中絶をした理由には、経済的な不安や家庭基盤の脆弱さ、育児への不安等があると考えられ、妊娠期から関係機関との連携した支援が必要です。

性に関する正しい知識の普及

《事業の概要》

妊娠への気付きの遅れや望まない妊娠に繋がらないよう、性に対する知識の普及や妊娠・出産・育児について身近に考えていけるよう学校等との連携を継続していきます。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
性教育の実施	依頼により実施	継続して実施	保健センター
学校との連携	随時実施	継続して実施	保健センター

学童・思春期の食生活の向上と歯と口腔の健康づくりの推進

《事業の概要》

中標津町の小学5年生、中学2年生の欠食率は全国よりも高くなっています。朝食の欠食は、生活リズムとの関連も高く、将来の生活習慣病予防のために取り組んでいく必要があります。中標津町の12歳児のむし歯所有者率、一人平均むし歯数とも全国や東京都よりも低い状況になっています。今後についても児童生徒が自分の口腔の健康を保つことが出来るよう継続して支援を行います。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
食育の推進	うち cafe クッキング教室の開催	朝食欠食者の減少	保健センター
生活習慣病予防相談	来所相談 延 44 名 (H30)	継続して実施	保健センター
歯科指導	小・中学校・高校での歯科指導	12 歳児の一人平均う歯数 現状 0.34 本→0.2 本以下 (H30 全国 0.74 本、東京都 0.7 本)	保健センター

(3) 妊娠・出産・新生児への支援

《現状と課題》

中標津町の全出生数中の低出生体重児の割合は、平成 27 年で 118.5（出生千対）と全道全国と比べると高い状況です。低出生体重児は適正体重児に比べて、将来生活習慣病になる可能性や障がいが見れる可能性が高くなると言われています。妊娠中の喫煙・やせ・妊娠高血圧症候群・妊娠糖尿病・アルコール摂取が、妊婦や胎児の健康を害するため、妊婦自身のセルフケア能力が向上し、出産や出産後の育児に関わっていけるよう支援していく必要があります。

妊娠期の健康管理の充実

《事業の概要》

健康な妊娠期を過ごせるよう、妊娠前の体格に合わせた体重増加量の目安や喫煙・飲酒の影響等について母子健康手帳交付時やパパママ教室、妊婦訪問、相談事業を通して積極的に周知し、低出生体重児の予防に努めます。また、社会環境の変化から、複雑な家族背景を持つ妊婦、精神疾患を発症する妊婦も増えており、妊娠期から関係機関と連携し支援を行います。

妊娠する年齢が高くなるほど、妊娠・出産に伴う妊婦や子どもへの健康影響等のリスクが高くなるため、不妊に悩む夫婦へ治療費の経済的負担の軽減のための助成や、早期治療についての周知を行います。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
妊婦相談・保健指導	妊婦の喫煙率 4.8% 妊婦の飲酒率 0%	妊婦の喫煙率 0% 妊婦の飲酒率 0%	保健センター
妊婦相談・訪問の実施	相談 188 件、訪問延 37 件、 来所・電話 33 件	継続して実施	保健センター

妊婦健康診査費用	189 件交付	継続して実施	保健センター
パパママ教室の開催	延 187 件	継続して実施	保健センター
医療機関との連携	養育支援カンファレンスの実施	継続して実施	保健センター
特定不妊治療費の助成	9 件	継続して実施	保健センター

■母子手帳交付数

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
交付数	233	248	275	223	207	228	219	205	197	175

■妊婦の喫煙・飲酒率

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
喫煙率	12.0%	11.6%	7.3%	7.9%	6.0%	3.1%	7.6%	7.0%	5.3%	4.8%
飲酒率	0%	0%	1.4%	0%	0%	0.4%	0%	0%	0%	0%

産褥期・新生児期の健康管理の充実

《事業の概要》

新生児のいる家庭へ保健師が訪問し、産婦・新生児の心身の健康状態の観察を行ない必要な保健指導を行い、母乳育児の推進及び産婦が安心して育児を行なうことが出来るよう、また必要な相談が生じた時に相談相手となる基礎づくりとなるよう支援します。産婦が一人で育児に悩むことなく、身近なところで家庭を見守り支える機能を持つ、子育て支援情報について紹介を行ないます。また、産婦の同意のもと、医療機関と連携して医療と地域で切れ目なく支援できる体制を強化します。

産後の心と体の健康保持のため、産婦健診にかかる費用の助成を行います。また、産後の心身のケア・育児のサポートを行い、安心して子育てができるよう産後ケア事業を実施します。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
新生児全戸訪問の実施	訪問 182 件、電話 3 件、 来所 7 件	継続して実施	保健センター
関係機関との連携支援の充実	医療機関・「こんにちは 赤ちゃん訪問事業」との連携	継続して実施	保健センター
子育て支援サービスについての周知	母子手帳交付・新生児訪問時 資料に基づき説明	継続して実施	保健センター
産婦健診	H31 年度より新規事業	継続して実施	保健センター
産後ケア事業	H31 年度より新規事業	拡充	保健センター

※産後ケア事業

産後ケア事業は出産後、早期から育児支援が必要な方に、産後安心して子育てができることを目的に病院等において、デイサービス型、宿泊型で受け入れをし、授乳指導・心理的ケア・育児指導等を実施する事業。

(4) 健やかな成長・発達への支援

《現状と課題》

乳幼児期は心身が発達していく時期であり、生涯を通じた健康づくりのための基礎となる生活習慣の確立・獲得の時期でもあると言われています。

乳幼児期からの生活習慣病予防や、予防接種率の向上のためにも乳幼児健康診査・歯科健診の実施と受診率の向上、月齢・年齢に応じた乳幼児相談の実施が必要です。

適切な生活習慣の獲得

《事業の概要》

早寝早起きにより規則正しい生活リズムを整えることが子どもの心身の健康につながることで、親の喫煙が子どもの健康に影響を及ぼすことについて伝え、禁煙を推進していきます。

また、幼児の肥満は、学童・思春期の肥満に移行しやすく、将来の生活習慣病に結びつきやすいと言われているため、家族構成や親の就業形態等の背景を把握しながら、乳幼児期からの健全な生活習慣が、一生を通じた生活習慣病予防へつなげることを伝える機会として、乳幼児健康診査や乳幼児相談を実施していきます。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
乳幼児相談・健診・来所相談	健診 3 回/月 (553 人) 相談 4 回/月 (520 人) 来所相談 随時 (130 人)	継続して実施	保健センター

■乳幼児健診・相談の受診数と受診率

	3～4 ヶ月児健診	7～8 ヶ月児相談	1 歳児相談	1 歳 6 ヶ月児健診	2 歳児相談	3 歳児健診
平成 21 年度	244 名 (100%)	226 名 (98.7%)	230 名 (97.9%)	218 名 (95.6%)	225 名 (95.3%)	270 名 (98.2%)
平成 22 年度	233 名 (99.6%)	245 名 (97.6%)	235 名 (96.7%)	230 名 (98.3%)	226 名 (94.6%)	236 名 (94.0%)
平成 23 年度	241 名 (98.4%)	229 名 (97.4%)	224 名 (99.1%)	226 名 (97.0%)	217 名 (96.9%)	239 名 (98.4%)
平成 24 年度	275 名 (98.9%)	241 名 (98.3%)	236 名 (98.7%)	235 名 (98.7%)	223 名 (96.9%)	225 名 (96.9%)
平成 25 年度	206 名 (99%)	239 名 (97.5%)	256 名 (97.7%)	235 名 (94%)	227 名 (96.2%)	193 名 (94.6%)
平成 26 年度	201 名 (98.5%)	218 名 (99.1%)	211 名 (98.1%)	238 名 (96.6%)	258 名 (98.1%)	252 名 (96.9%)
平成 27 年度	203 名 (98.5%)	196 名 (96.6%)	197 名 (95.6%)	214 名 (97.2%)	218 名 (97.3%)	256 名 (98.1%)
平成 28 年度	211 名 (97.7%)	199 名 (98.0%)	202 名 (98.5%)	194 名 (99.0%)	193 名 (96.9%)	214 名 (97.7%)
平成 29 年度	176 名 (97.8%)	198 名 (99.0%)	189 名 (98.4%)	186 名 (96.9%)	185 名 (96.3%)	202 名 (96.2%)
平成 30 年度	195 名 (99.0%)	179 名 (98.9%)	165 名 (99.4%)	184 名 (98.4%)	180 名 (97.3%)	185 名 (98.4%)

■生活リズム 早寝早起き（朝 7 時まで起きて、夜 9 時まで寝る）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
1 歳 6 ヶ月児	30%	33%	35%	39%	45%	49.6%	50.7%	58%	67.2%	58.7%
3 歳児	5%	24%	24%	26%	38%	40.1%	37.5%	50.2%	52%	55.7%

乳幼児の食生活の向上と健康づくりの推進

《事業の概要》

不規則な食習慣は、生活リズムとの関係も高く、将来の生活習慣病予防にも繋がっていくため、乳幼児期から取り組んでいく必要があります。そのため、規則正しい食事の習慣を身につけられるよう、各母子保健事業を通して保健指導をしていくことが必要です。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
正しい食習慣の指導	乳幼児健診・相談時の栄養指導	3 歳児健診時の朝食欠食率 1.6% (H30) → 減少	保健センター
離乳食教室	月 1 回実施	離乳食の開始時期が適切に行われている 91.1% (H30) → 悪化させない	保健センター

■肥満児の割合 1 歳 6 ヶ月（k-19 以上） 3 歳（k-18 以上）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
1 歳 6 ヶ月児	3.2%	2.5%	3.5%	1.3%	2.1%	2.9%	1.4%	3.3%	1.6%	1.1%
3 歳児	3.7%	5.0%	6.3%	7.6%	4.7%	4.4%	4.4%	2.6%	3.0%	4.9%

■間食（1 日 3 回以上食べている）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
1 歳 6 ヶ月児	18.3%	11.0%	11.5%	6.8%	8.1%	9.7%	14.5%	17.1%	14.0%	14.2%
3 歳児	3.7%	5.0%	6.3%	7.6%	4.7%	16.0%	14.1%	22.5%	23.2%	13.7%

乳幼児期における歯と口腔の健康づくりの推進

《事業の概要》

口腔は、食事をしたり、会話をしてコミュニケーションを図ったり等、生活する上では欠かせない器官であるため、生涯にわたる歯科保健対策が必要です。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
歯科健診・歯科相談	健診 3 回/月 指導 7 回/月 (3 歳児の虫歯のない児の割合 85.3%)	3 歳児の虫歯のない児の割合 90%以上	保健センター
むし歯予防教室	年 9 回 74 組(参加率 92.5%)	〃	保健センター
フッ化物塗布	92 回 977 名(実施率 95.4%)	〃	保健センター

■う歯所有者率

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
1歳6ヶ月児	4.1%	8.1%	6.6%	6.4%	6.0%	5.1%	3.7%	2.6%	2.7%	2.2%
2歳6ヶ月児	14.7%	17.5%	17.4%	9.8%	11.1%	11.9%	10.9%	8.8%	6.3%	5.5%
3歳児	32.1%	27.3%	33.8%	27.7%	19.6%	24.8%	22.7%	23.0%	15.8%	14.7%

感染症予防の推進と予防接種対策の充実

《事業の概要》

小児感染症による重篤な障がいが起こらないよう、感染症予防の必要性の周知や予防接種の勧奨を行ない、適切な時期に受けられるよう支援し、予防接種の必要性を各乳幼児健診や相談の場で説明します。

また、学童期についても、保護者に予防接種の必要性を周知するとともに、他人への伝播も防ぐよう継続して働きかけていきます。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
予防接種の周知・勧奨	年1回お知らせ、 MR・日本脳炎随時勧奨	積極的な周知・勧奨	保健センター
予防接種の実施	96.3%	97%	保健センター
未受診者への接種促進	健診時勧奨・SNS等を活用	継続的な接種促進・SNS等の活用	保健センター

子どもの病気や障がいの早期発見と支援

《事業の概要》

乳幼児健診において、子どもの身体的発達や精神的発達を確認し、発達の遅れ等を発見するスクリーニングを行い、子どもの健全な発達の確認と異常の早期発見により、親が子どもの成長発達を理解でき、発達に合わせた関わりがもてるよう保健指導を実施します。

また、子どもとの関わり方を学んだり、親同士の交流がもてるよう教室を実施したり、運動・言葉・情緒面などを親が専門機関に相談できる場を提供します。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
乳幼児健診・相談・来所相談	健診3回/月(553人) 相談4回/月(520人) 来所相談 随時(130人)	継続して実施	保健センター
乳児発達健診(健診精密検査)	延16人	継続して実施	保健センター
こども相談(専門職の相談)	実128人/延174人	継続して実施	保健センター 児童デイ
発達支援関係の相談 (巡回相談・専門支援事業)	実施	継続して実施	子育て支援室 児童デイ

家庭内の乳幼児の事故防止啓発・推進

《事業の概要》

乳幼児死亡の原因の第1位は事故であり、ほとんどが家庭内で起こっていますが、事故の大半は、保護者の配慮や家庭内の環境整備により防ぐことの出来るものであるため、乳幼児期の特徴に応じて、保護者が子どもの事故防止に努めていけるよう働きかけていきます。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
家庭内事故の周知・啓発	全ての健診・相談等で周知	継続して実施	保健センター

妊産婦・乳幼児に優しい地域づくり

《事業の概要》

妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保のため『マタニティマーク』を周知し、地域において妊産婦に優しい環境を整えることができるよう努めます。

また、地域の中で孤立せず子育てがしやすいよう町内における子育て支援センター、児童館、NPO 法人など地域における子育て支援サービスの情報を提供します。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
マタニティマークの周知	母子手帳交付時に周知	継続して実施	保健センター
母子手帳交付時及び 転入時支援	ガイドブックの作成・配布により 子育て支援サービスの紹介	継続して実施	子育て支援室 保健センター

基本目標4 子どもたちが安心して暮らせるまちづくり

- (1) 子どもの安心・安全の確保
- (2) 快適な生活環境の整備
- (3) 人権意識の醸成
- (4) 子育て支援・虐待防止対策の充実

基本目標 4 子どもたちが安心して暮らせるまちづくり

子どもと大人がお互いに尊重し合い、手をつなぎ地域を支え、明るい未来を作り上げていかなければなりません。すべての子どもの人権が守られるよう、虐待防止対策や支援は地域で真剣に取り組まなくてはならない課題でもあります。子どもたちが安心して暮らすことができるためには、のびのびと活動できる空間や安全な環境整備も重要です。町一丸となって、安全・安心なまちづくりを推進していきます。

(1)子どもの安心・安全の確保

《現状と課題》

乳幼児の不慮の事故の殆どは、保護者の注意により防ぐことのできるものです。また、スピードの出しすぎによる交通事故が、全国上位のこの道東地域において、チャイルドシートやシートベルトをしていない実態が多いことも明らかとなっています。悲惨な事故から、子どもたちを守っていくのは大人の役目です。家庭内における具体的な事故防止対策、交通安全や防犯対策についても、地域一丸となった意識の啓発が必要となっています。

事故発生時の心肺蘇生法の指導強化

《事業の概要》

不幸にして外傷・やけど・窒息等の事故が発生した場合、子どもの一番近くにいる母親や家族が救急隊の駆けつける前に、適切な応急処置や蘇生を行なうことによって、事故の程度を軽減することができます。子どもサークルや、幼稚園等において、消防署が救急救命士による実践を取り入れた具体的な学習会の開催を図っています。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
救急救命講座の実施	子どもにかかる救急救命講座受付実施	継続して実施	消防署

子どもの交通安全対策

《事業の概要》

道東は、毎年スピードの出しすぎによる交通事故の多発地帯であり、北海道は毎年のように全国のワーストリストに名を連ねている現状にあります。大人のモラル欠如により、犠牲になる児童があとをたたない中であって、今度は、子どもの頃にスピードに慣れた子どもたちが、大人になり運転したときに、加害者になりかねません。子どもを事故から守るためには、シートベルトの着用やチャイルドシートも含めて全席着用等、交通ルールを守るといふ大人の交通安全意識が最重要です。

中標津町では、交通安全指導員 20 名が配置されており、実践的な交通安全教室を幼稚園・保育園・小学校において毎年実施しています。

また、子どもを乗せての喫煙や、法律で禁止されている運転中の携帯電話の使用も目立ち、ながら運転の禁止の道路交通法が令和元年 12 月 1 日に施行されました。ちょっとした不注意であっても大事故に結びつくことを呼びかけ、街頭啓発等を実施し、交通安全対策を図っていきます。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
交通安全教室	16 回	17 回	生活課
該当啓発運動	6 回	6 回	生活課

※該当啓発運動：交通安全街頭啓発・バイクの日・黄色い羽根街頭・秋の交通安全運動・交通安全母の会

計根別交通安全運動

■交通安全教室の実施状況（回）

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
幼児	14	13	12	13	16	12	15	15	15	14
小学生	7	7	8	5	6	4	4	4	4	3
中学生	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
高校生	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	1	3	3	4	3	2	1	1
合計	23	21	22	22	25	20	22	21	20	18

防犯強化に伴う取り組みの実施

《事業の概要》

中標津町においても不審者情報が発生しており、弱者である子どもたちを狙った犯罪が急増している状況にあって、子どもたち自ら自分の身を守るという意識と実践技能の習得が必要になっていきます。今後も警察との連携のもとに正確な情報の伝達や連絡網の整備、防犯についての学習会の定期開催等、安全かつ安心して日常生活が送れるように地域ぐるみの取り組みが必要です。

住民が危険や不安を感じることがない町にするためには、住民・警察等と連携強化を図ることが必要です。それとともに、防犯灯や街路灯の整備をすることにより防犯・安全の確保に努めなければなりません。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
防犯パトロール	4 回	4 回	生活課
防犯ボランティア	4 団体	6 団体	生活課
防犯灯の設置	1, 995 灯	整備・維持管理の継続	生活課
登下校防犯プラン	スクールガードリーダーの派遣	継続して推進	教育委員会

※防犯パトロール：神社例大祭に伴う夜間巡視・夏祭り会場巡視・歳末特別警戒防犯パトロール・冬まつり会場巡視

※防犯ボランティア：ボランティアで下校時間等に車両によりパトロールを実施している団体は、ふくろう隊（計根別）・東中レンジャー・東泉町内会防犯パトロール隊・中標津防犯パトロール隊の 4 団体。その他の町内会においても防犯部等が見回りを実施。

■不審者の発生状況（件）

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
件数	6	4	5	1	0	9	9	14	4	6

防災力の向上

《事業の概要》

様々な災害に対応できるよう自助（自らの安全を自らで守ること）の意識を子どもの頃から育むことが大切です。ハザードマップ等を活用し、自分の地域の状態や避難施設等を確認する機会の提供に努めます。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
防災教室の実施（紙芝居・カルタ貸出）	申請により実施 10 回	継続して実施	総務課

(2) 快適な生活環境の整備

《現状と課題》

子育て家庭が、子どもと一緒に安心して外出できる環境を整備することは、町内の活性化を促すことにもつながります。ベビーベットや乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等に加え、また、安心して移動することが出来るよう、安全で歩きやすい歩道の確保や、ゆとりある歩行空間をつくる必要があります。段差の解消や交差点の改良等、歩行者にとって優しい道路の整備を図らなければなりません。

住民が、快適で危険や不安を感じることがない町にするためには、防犯等の環境の整備も必要であり、安全の確保に努めます。

人にやさしい施設づくりの推進

《事業の概要》

生活環境施設の整備にあたっては、段差の解消やスロープ設置などのバリアフリー化を推進するとともに、新しく整備する公共施設についてはユニバーサルデザインの理念に基づいた誰もが安全・快適に利用できる施設づくりを推進します。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
公共建築物の整備・推進	H22 中標津町立東小学校 H27 みらいる H27 計根別学園 H28 総合体育館 H29 旭第2公営住宅 H30 泉団地 H30 計根別えみふる（改修）	継続して推進	都市住宅課

公園の再整備とユニバーサルデザイン遊具の設置・推進

《事業の概要》

中標津町のユニバーサルデザイン法に対応した公園は、道立「ゆめの森公園」と「中標津町運動公園」です。ともに四季を通じて活用できる施設となっています。

市街地における公園整備については、終了していますが、既存公園のユニバーサルデザイン化を推進することが必要です。利用状況の分析により、各地域の特色を生かした快適で潤いのある快適な空間の創出を目指します。

遊具等の整備についても、全公園の調査を行い、平成16年に撤去また修繕作業を実施していますが、平成22年度に公園施設長寿化計画を策定し、平成24年度以降計画に基づき整備を進めます。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
公園遊具の整備推進	公園施設長寿化計画に基づき 整備推進 11公園/29公園	継続して実施 7公園/29公園	建設管理課

安全な歩道整備・歩行者優先の道路整備事業

《事業の概要》

子どもや子育て家庭が安心して移動することができるためには、安全で歩きやすい歩道の確保やベビーカー対応の段差の解消が必要です。中標津町では、「中標津町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に必要な道路構造基準に関する条例（平成 25 年 3 月 21 日条例第 18 号）」に基づき、安全な歩行者移動空間を確保できるよう段差等の解消の整備を推進しています。今後も、安全な歩行者移動空間の確保のため、整備を進めます。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
生活道路・通学路の安全確保	公安委員会と連携	継続して推進	建設管理課 生活課
歩行者移動の安全整備	町条例に基づき推進	継続して推進	建設管理課
看板設置等スクールゾーンの道路標示の実施	アスファルト舗装路示 12 箇所	隔年実施	生活課
通学路交通安全プログラムの推進	プログラムに基づき推進	継続して推進	教育委員会

(3)人権意識の醸成

《現状と課題》

次世代を担う子どもたちの人権を最大限尊重していくことは『子どもの権利条約』でうたわれているところです。子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされる地域を推進していくためには、すべての町民が子どもの権利や子育てに対して関心を深めることが大切です。

様々な方向から、人権意識の啓発を図るとともに、また、子どもたちに対しても人権意識の高揚を図るための事業を実施し、年齢を超え、性別を超え、すべての人がお互いに尊重し、また自分自身を大切にできる意識の醸成を目指します。

人権意識の醸成・啓発

《事業の概要》

児童の権利に関する条約や児童憲章の趣旨を十分に踏まえ、児童福祉週間などの様々な機会を通じて、子どもの人権に対する意識啓発を推進します。自尊感情（自己肯定感）を持つことは、まず、親から愛情を受けて育つことが基本になり、その後の成長過程の中で出会う自分を大切に思ってくれる人とかかわりの中で育っていくものです。コミュニケーション能力の低下が問題になっていますが、人が人としてお互いに人権を尊重し合い育っていくために欠かせない力です。「命の大切さ」、「自分や他人も大切にすること」を様々な活動を通して感じさせていけるようなプログラムを推進します。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
人権擁護教室開催	人権擁護委員による小中学校での人権擁護教室開催	継続して実施	生活課
啓発活動	人権の花運動 2校	2校継続実施	生活課
人権教育プログラム	じどうかん祭り（人権コーナー設置）赤ちゃんふれあい交流	継続して実施	子育て支援室

（４）子育て支援・虐待防止対策の充実

＜現状と課題＞

中標津町は、平成 14 年 11 月に各関係機関を網羅し設置した「子育て支援・虐待防止ネットワーク」を、平成 18 年度に児童虐待防止法で制定する要保護地域対策協議会として、予防・早期発見・早期解決に努めてきました。

全国的にも虐待は増加している状況にあります。中でもネグレクトと言われる養育放棄・養育怠慢による虐待が増加しているのが特徴です。密室の中で行なわれているネグレクトは特に発見が難しく、またケアにも時間がかかるといわれています。虐待は適切な養育環境の確保がされない状況の中、世代間連鎖によるものも多く、一外にその保護者だけを責めて解決するものではありません。地域の中で家庭全体に手を差し伸べていく地域力が必要であり、みんなで見守りあう社会の実現が望まれます。また、心の傷を負う児童や保護者に対しても長期的なケアが必要であり、相談体制の中に子育て世代包括支援センター事業整備と合わせ、専門職を配置すると同時に、かかわる職員・指導員の個人のスキルアップも必要です。

子育て支援・虐待防止ネットワーク会議の推進

＜事業の概要＞

中標津町では、医療・教育・保育・保健・民生とそれぞれの立場で構成員となる 30 名全体の会議を年に 1 回、また中でも関係する部署で構成するケース検討会議については随時開催し、児童相談所とも連携を深めながら早期解決、未然防止に努めています。

事務局である子育て支援室が、ケースのコーディネート役としての役割を担っています。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
要保護対策地域協議会の充実	全体会議年 1 回 全体研修年 1 回 個別会議随時開催	継続して実施	子育て支援室
要保護対策支援員配置	0 名	心理士・保健師等 専門職の配置 1 名	子育て支援室
虐待防止啓発等パンフレットの配布	児童生徒に相談カードの配布	継続して実施	学校教育係

こんにちは赤ちゃん訪問事業	80.9%	90.0%	子育て支援室
妊娠期からの支援	養育支援カンファレンス 年6回	継続して実施	町立病院 保健センター 子育て支援室
研修によるスキルアップ	要保護児童対策調整機関 担当者研修参加	継続して参加	児童相談所（担当： 子育て支援室）

■中標津町子育て支援虐待関係等相談件数の動向

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	28	43	42	57	54	45	68	49	46	71
ケース会議開催件数	12	15	23	28	19	18	27	21	14	15

虐待の早期発見と早期支援・子育てを取り巻く体制の整備

《事業の概要》

母子手帳交付時、乳幼児健診・相談、訪問等母子保健事業を通して、虐待予防の視点で対象を把握し、早期支援へとつなげていけるようスクリーニングを実施できる支援体制の強化を図ります。また、子どもの体を激しく揺さぶること起きる『乳幼児揺さぶられ症候群』についての啓蒙・周知を図ります。

施策・事業	現在の進捗状況	R6 年度目標	担当課
乳幼児揺さぶられ症候群のパ ンフレット配布	乳幼児揺さぶられ症候群の パンフレット配布	継続して実施	保健センター
産後うつ早期発見のとりくみ (EPDS)	産後うつ早期発見の取組	継続して実施	保健センター
妊娠期からの支援	養育支援カンファレンス・ 養育支援システム	継続して実施	保健センター
養育支援家庭訪問実施	アンケートを活用し育児相 談を実施	継続して実施	保健センター 子育て支援室
虐待早期発見にむけたアンケ ートの実施	全数把握	継続して実施	保健センター

第6章 子ども・子育て支援新制度施策の展開

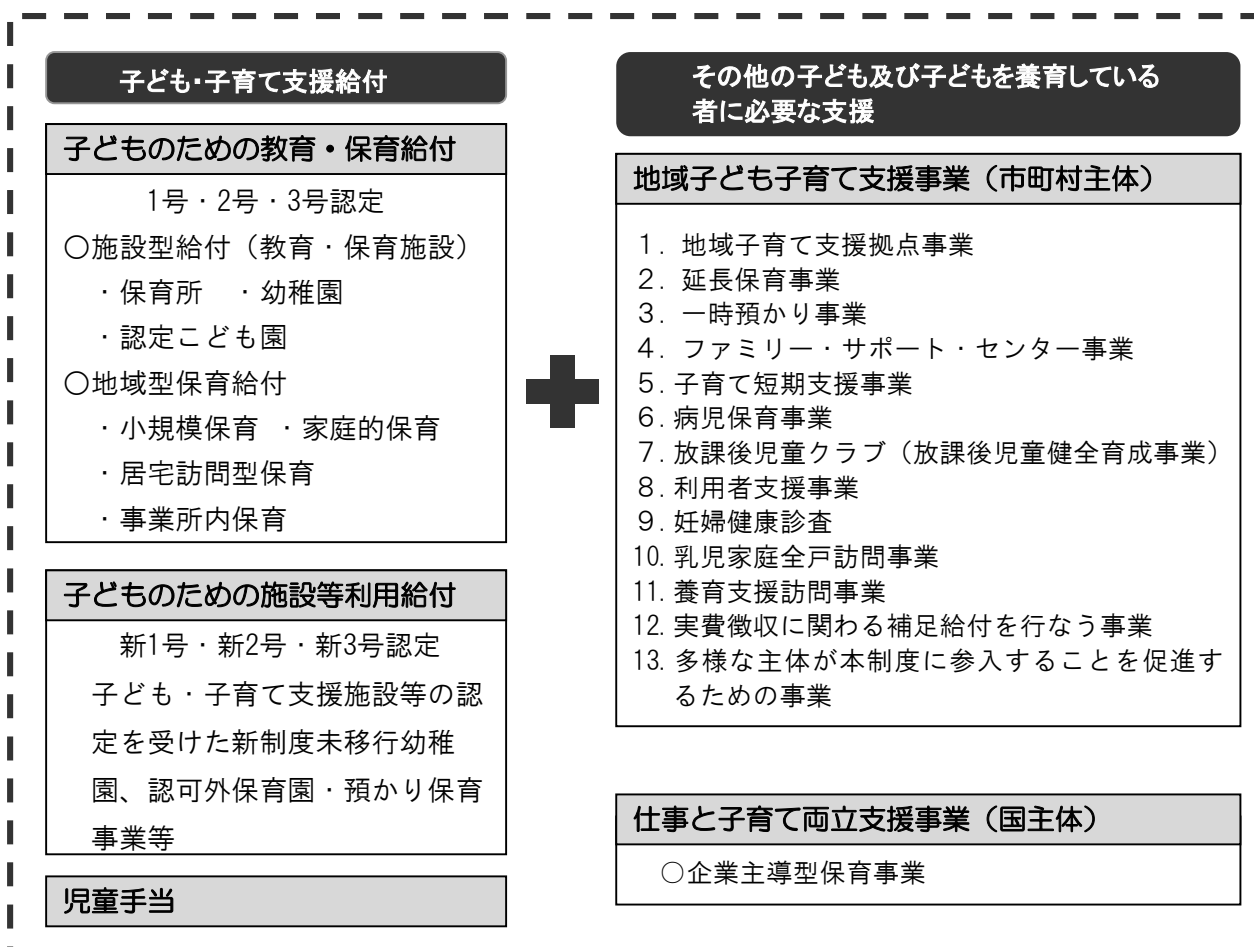
1. 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て支援法及び関連する法律に基づき、幼児期の学校教育や保育（「施設型給付」と「地域型保育給付」）、地域の子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）の拡充や質の向上を推進するものです。

待機児童の減少をはかるため、幼稚園と保育所のよさを合わせもつ認定こども園の普及促進をはかるなど、各事業所の子ども・子育て支援新制度移行を推進してきました。中標津町においては、平成27年度に公立幼稚園や認可保育所が移行し、私立幼稚園については平成31年4月から全ての園が新制度に、また同年10月からはへき地保育所が移行しています。

また、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一貫として、令和元年10月1日より、子ども子育て支援法が一部改正され、子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図る取り組みがスタートしました。

新制度における事業の体系



2. 量の見込み・確保方法の考え方

子ども・子育て支援新制度は、認定こども園や・幼稚園・保育園、小規模保育などの「施設型給付・地域型保育給付」と同時に、「地域子ども・子育て支援事業」が設定されています。ニーズ調査等から、その必要とする量を見込み、中標津町第2期子ども・子育て支援事業計画に掲げ、地域の実情に応じた子育て支援事業の充実に取り組みます。

（１）教育・保育提供区域と認定区分

「教育・保育提供区域」は、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その受け入れ条件を総合的に勘案して、以下の理由により中標津町全域を1区域として設定します。

- ① 広域的な観点での施設配置が可能であり、一時的な需要増減に対して、町全体での調整が可能である。
- ② 既存施設の配置で対応が可能である。
- ③ 計画策定における需要量の見込み、確保策の推計がしやすい。

（２）量の見込みと推計の考え方

教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業においては、基本的には国のワークシートに基づき推計することとされていますが、国のワークシートを用いた推計値では以下の課題により、実態と乖離する可能性があるため、利用実績を用いた推計も行うなど、必要に応じて補正を加え、量の見込みを算出しました。

■ワークシートによる推計の課題

国のワークシートを用いた推計値は「利用意向率（ニーズ調査結果をもとに算出）」に大きく左右され、以下のような課題がありました。

- ① 中標津町においてまだなじみのない事業（認定こども園や1号・2号の新制度全般）であったことから、内容がイメージできず「利用したい」と回答していない場合があり、利用意向率が低く算出される可能性がある。
- ② 「利用したい」とは回答しても、実際には利用しない場合もあり、利用意向率が高く算出される可能性がある。
- ③ 利用意向率を算出する際の調査回答対象者数が少なすぎた場合、正しい利用意向率の算出が困難となる。

3. 幼児期の教育・保育施設（施設型給付・地域型給付施設）の保育量の確保方策

教育・保育の提供体制の確保については、「特定教育・保育施設」、「特定地域型保育事業」による、必要利用定員総数を確保する方策として、必要とする具体的な保育量を見込み、その保育量に対する確保方策を計画に示す必要があります。基本的には既存の施設を最大限活用した保育体制の整備を推進します。

○1号は幼稚園で確保を図ります。新1号については、中標津町に該当する施設はありません。

○2号は認可保育所に加え、平成31年4月から幼稚園型認定こども園となった私立幼稚園並びに令和元年10月から子ども・子育て支援新制度に移行したへき地保育所で確保を図ります。また、幼稚園には地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業を委託し、保育の必要枠の確保を図ります。

○3号枠は、令和2年度に供用開始となる泉保育園並びに町立保育園等の認可保育園を中心に、家庭的保育を推進する認可外保育園で確保を図りますが、小規模保育所等、地域型保育給付施設への移行・開設も必要となっています。

現在、企業主導型保育事業所として、(株)東武が保育所「OTOMODACHI」で3歳未満児の保育を実施しています。

■児童数実績と推計【0歳から5歳の小学校未就学児童】

	実績						推計					伸び率
年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
人口	1,350	1,318	1,298	1,263	1,155	1,094	1,010	967	933	897	879	△17.2%

■認定区分と利用施設

認定区分	認定の基準	利用先
1号認定	満3歳以上の学校教育のみを希望していて、保育の必要性がない就学前の子ども	計根別幼稚園、認定こども園（愛光・カトリック・ひかり・第2ひかり幼稚園）
2号認定	満3歳以上で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望する就学前の子ども	認可保育所（町立・泉）、認定こども園、へき地保育所
3号認定	満3歳未満で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望する就学前の子ども	認可保育所（町立・泉）
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育の認定を受ける必要のない子ども	新制度に移行していない幼稚園等（中標津町にはありません。）
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、保育の必要性がある子ども	認定こども園や幼稚園の一時預かり保育
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までにある小学校就学前の子どもであって、保育の必要性があり尚且つ市町村民税非課税世帯に属する子ども	認可外保育園・一時預かり保育・病児保育・ファミリー・サポート・センター事業等

令和元年度の見込み量と確保方策

			1号認定 (3歳～5歳)	2号認定 (3歳～5歳)		3号認定	
				学校教育希望強	保育希望	1.2歳	0歳
量の見込み			340	80	184	81	11
確保 方法	特定教育 保育施設	認定こども園	310	60	43		
		幼稚園	30	20			
		認可保育所			118	66	6
	特定地域型保育事業※				30		
合 計					191	66	6
充足状況			○	○	○	-15	-5

※特定地域型保育事業（小規模保育事業・家庭の保育事業・へき地保育所）

量の見込み				36	78	10
確保	認可外保育所			36	51	12
	事業所内保育				27	3
	企業主導保育					
充足状況				○	○	○

令和2年度の見込み量と確保方策

			1号認定 (3歳～5歳)	2号認定 (3歳～5歳)		3号認定	
				学校教育希望強	保育希望	1.2歳	0歳
量の見込み			195	109	214	85	9
確保 方法	特定教育 保育施設	認定こども園	240	100	100		
		幼稚園	20	30			
		認可保育所			133	81	6
	特定地域型保育事業※		10		20		
合 計			270	130	253	81	6
充足状況			○	○	○	-4	-3

※特定地域型保育事業（小規模保育事業・家庭の保育事業・へき地保育所）

量の見込み				43	73	6
確保	認可外保育所			50	52	9
	事業所内保育・企業主導保育				42	
	合 計			50	94	9
充足状況				○	○	○

令和３年度の見込み量と確保方策

			1号認定 (3歳～5歳)	2号認定(3歳～5歳)		3号認定	
				学校教育希望強	保育希望	1.2歳	0歳
量の見込み			182	102	200	84	9
確保 方法	特定教育 保育施設	認定こども園	240	100	100		
		幼稚園	20	30			
		認可保育所			133	86	6
	特定地域型保育事業※		10		20		
合 計			270	130	253	86	6
充足状況			○	○	○	○	-3

※特定地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・へき地保育所）

量の見込み				40	72	6
確保	認可外保育所			50	52	9
	事業所内保育・企業主導保育				42	
	合 計			50	94	9
充足状況				○	○	○

令和４年度の見込み量と確保方策

			1号認定 (3歳～5歳)	2号認定(3歳～5歳)		3号認定	
				学校教育希望強	保育希望	1.2歳	0歳
量の見込み			175	98	192	81	9
確保 方法	特定教育 保育施設	認定こども園	240	100	100		
		幼稚園	20	30			
		認可保育所			133	91	6
	特定地域型保育事業※		10		20		
合 計			270	130	253	91	6
充足状況			○	○	○	○	-3

※特定地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・へき地保育所）

量の見込み				38	69	6
確保	認可外保育所			50	52	9
	事業所内保育・企業主導保育				42	
	合 計			50	94	9
充足状況				○	○	○

令和５年度の見込み量と確保方策

			1号認定 (3歳～5歳)	2号認定 (3歳～5歳)		3号認定	
				学校教育希望強	保育希望	1.2歳	0歳
量の見込み			164	92	181	79	9
確保 方法	特定教育 保育施設	認定こども園	240	100	100		
		幼稚園	20	30			
		認可保育所			133	96	6
	特定地域型保育事業※		10		20		
合 計			270	130	253	96	6
充足状況			○	○	○	○	-3

※特定地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・へき地保育所）

量の見込み				36	68	6
確保	認可外保育所			50	52	9
	事業所内保育・企業主導保育				42	
	合 計			50	94	9
充足状況				○	○	○

令和６年度の見込み量と確保方策

			1号認定 (3歳～5歳)	2号認定 (3歳～5歳)		3号認定	
				学校教育希望強	保育希望	1.2歳	0歳
量の見込み			161	90	177	78	8
確保 方法	特定教育 保育施設	認定こども園	240	100	100		
		幼稚園	20	30			
		認可保育所			133	96	6
	特定地域型保育事業※		10		20		
合 計			270	130	253	96	6
充足状況			○	○	○	○	-3

※特定地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・へき地保育所）

量の見込み				36	67	6
確保	認可外保育所			50	52	9
	事業所内保育・企業主導保育				42	
	合 計			50	94	9
充足状況				○	○	○

4. 地域子ども・子育て支援事業（市町村主体）の見込み量と確保方策

地域子ども子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に定められた以下の13事業であり、市町村は、子ども・子育て支援計画において、各事業の量の見込みと確保方策を定めることとされています。

（１）利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行なうとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和元年度実績見込		確保方策	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
施設数	-	量の見込み	2	2	2	2	2
実施数	-	確保方法	2	2	2	2	2
充足状況	未設置		○	○	○	○	○

量の見込みの考え方	ニーズ調査によらず集計
確保方策	母子保健型：中標津町保健センターに設置 基本型：中標津町児童センター「みらいる」に設置

（２）地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に利用し、親子で一緒に遊ぶことにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間作りが出来る場を提供、助言、その他の支援を行う事業です。中標津町では NPO 法人子育てコミュニケーションスペース「る・る・る」もひろば事業に取り組んでいます。

令和元年度実績見込		確保方策	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用者数	12,280 人回	量の見込み	11,873 人回	11,362 人回	10,953 人回	10,524 人回	10,303 人回
実施箇所数	4 箇所	確保方策	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
充足状況	○		○	○	○	○	○

量の見込みの考え方	事業の利用を希望している子どもの数×希望回数（年間） 利用実績に基づき算出
確保方策	児童センター「みらいる」、計根別こども館「えみふる」等各児童館で実施

(3) 延長保育事業〔時間外保育事業〕

通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

令和元年度実績見込		確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	-	量の見込み	474人	454人	438人	421人	413人
実施箇所数	-	確保方策	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
充足状況	一部実施		△	△	△	△	△

量の見込みの考え方	事業の利用を希望している子どもの数（年間）ワークシートに基づくニーズ量
確保方策	ファミリー・サポート・センター事業の活用（平成30年度実績24件）を推進。今後、各事業所と検討。認可外保育所は延長保育事業を実施。

(4) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行なう事業です。

① 幼稚園型一時預かり事業【幼稚園に在園する児童が対象】

令和元年度実績見込		確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	21,834人	見込	2,303人日	2,157人日	2,067人日	1,947人日	1,908人日
延べ人数	人日		14,679人日	13,748人日	13,172人日	12,406人日	12,159人日
実施箇所数	5箇所	実施箇所数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
利用可能数	人日	確保方策	30,000人日	30,000人日	30,000人日	30,000人日	30,000人日
充足状況	○		○	○	○	○	○

量の見込みの考え方	園の一時預かり事業の利用を希望している子どもの数×希望日数（年間） ワークシートに基づくニーズ量
確保方策	認定こども園4園と計根別幼稚園で確保

② 一般型一時預かり事業【幼稚園型による在園児対象の一時預かりを除く事業】

令和元年度実績見込		確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	2,067人	量の見込み	1,910人日	1,825人日	1,759人日	1,692人日	1,656人日
実施箇所数	2箇所	実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
利用可能数	4,800人日	確保方策	4,800人日	4,800人日	4,800人日	4,800人日	4,800人日
充足状況	○		○	○	○	○	○

量の見込みの考え方	事業の利用を希望している子どもの数×希望日数（年間）	利用実績に基づき算出
確保方策	NPO 法人子育てサポートネット「る・る・る」に委託、計根別こども館「えみふる」で実施・確保	

（５）ファミリー・サポート・センター事業

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、子育てに関して、援助を受けたい人と、援助したい人が会員登録し、子育てについて助け合いを行なう事業です。

令和元年度実績見込		確保方策	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用者数	592	量の見込み	547 人日	523 人日	504 人日	484 人日	474 人日
利用可能数	1 箇所	確保方策	600 人日	600 人日	600 人日	600 人日	600 人日
充足状況	○		○	○	○	○	○

量の見込みの考え方	事業の利用を希望している子どもの数×希望日数（年間）		利用実績に基づき算出
確保方策	NPO 法人子育てサポートネット「る・る・る」に委託して実施、一時預かり事業と併用で実施・確保		

（６）子育て短期支援事業（トワイライトステイ・ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等、必要な保護を行う夜間養護等事業です。本町は未設置です。

令和元年度実績見込		確保方策	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用者数	-	量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
利用可能数	-	確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
充足状況	未設置		△	△	△	△	△

量の見込みの考え方	ニーズ希望無し	
確保方策	他機関において確保	

(7) 病児保育事業

病児を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

令和元年度実績見込		確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	248	量の見込み	229 人日	219 人日	211 人日	202 人日	198 人日
実施箇所数	1 箇所	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
利用可能数	480	確保方策	480 人日	480 人日	480 人日	480 人日	480 人日
充足状況	○		○	○	○	○	○

量の見込みの考え方	事業の利用を希望している子どもの数×希望日数（年間）利用実績に基づき算出
確保方策	中標津こどもクリニックに委託し、実施確保

(8) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

① 低学年〔1～3 年〕

令和元年度実績見込		確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	279	量の見込み	262 人	244 人	219 人	212 人	196 人
実施箇所数	8 クラブ	実施クラブ数	8 クラブ	8 クラブ	8 クラブ	8 クラブ	8 クラブ
利用可能数	320	確保方策	320 人	320 人	320 人	320 人	320 人
充足状況	○		○	○	○	○	○

量の見込みの考え方	事業の利用を希望している子どもの数×希望日数（年間）利用実績に基づき算出
確保方策	各児童館で実施・確保

② 高学年〔4～6 年〕

令和元年度実績見込		確保方策	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数	-	量の見込み	167 人	161 人	173 人	169 人	158 人
実施箇所数	-	実施クラブ数	-	-	-	-	-
利用可能数	-	確保方策	-	-	-	-	-
充足状況	-		-	-	-	-	-

量の見込みの考え方	事業の利用を希望している子どもの数×希望日数（年間）ワークシートに基づくニーズ量
確保方策	計根別児童館で一部実施。その他児童館は時間延長を図り自由来館で受け入れを対応

(9) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。本町では既に費用の補助を実施しています。

令和元年度実績見込		確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	3,027	量の見込み	2,927	2,827	2,727	2,627	2,527

量の見込みの考え方	ニーズ調査によらず集計						
確保方策	実施時期：妊娠8週～39週前後（妊婦検診14回＋エコー検査6回 1人20回助成）						

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う他、養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行なう事業です。

令和元年度実績見込		確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	174	量の見込み	155	150	149	147	141

量の見込みの考え方	ニーズ調査によらず集計（0歳児の人数）						
確保方策	みらいるに家庭訪問員を配置し実施・確保						

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行なうことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

平成30年度実績		確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	20	量の見込み	20	20	20	20	20

量の見込みの考え方	ニーズ調査によらず集計						
確保方策	保健センターで実施・確保 みらいるに家庭訪問員を配置し実施・確保						

(12) 実費徴収に係る補足給付を行なう事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。（計画期間中における実施計画なし）

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する為の事業です。（計画期間中における実施計画なし）

第7章 計画の推進体制

1. 計画推進体制の構築

本計画に含まれる分野は、福祉、教育、生涯学習、保健、医療、就労、交通、住宅、環境など様々な施策分野にわたります。このため、子ども施策に関わる関係部課間の連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業については、住民ニーズに応じていくため、量の見込みとともに提供体制の確保の内容についても目標を掲げ、必要なサービスの実現を目指していきます。

このため、町内関係機関と連携し、保育所・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者、学校、地域住民など多くの方々の意見を参考に取り組みを広げていきます。

2. 計画の推進管理

(1) 「中標津町子ども・子育て会議」の設置

計画に基づく施策を推進するため、事業計画策定後も「中標津町子ども・子育て会議」において、毎年度事業計画に基づく事業の進捗状況の確認を行い、実績等について点検・評価します。

利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果について点検・評価し、施策の改善につなげていきます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保策」など大きく乖離し、供給量の不足が見受けられる場合には、計画期間中における見直しを検討します。

(2) 庁内における検討会議の設置

計画策定にあたっては、前計画である「中標津町次世代育成支援行動計画」「中標津町子ども・子育て支援事業計画」策定時に引き続き、子ども・子育て会議における協議内容も踏まえながら、庁内の推進体制により内容の検討をしてきました。

計画の進捗管理にあたっては、「子育て支援室」が事務局となり、庁舎関係各課・係で構成する事業計画推進委員会において、進捗状況の把握、点検及び評価を行なうとともに、必要に応じて各種施策の見直しを図っていきます。

また、年度ごとの、計画の進捗状況を総合的に点検・評価するとともに、地域の情勢にあわせた見直しを行なっていきます。

（３）住民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育施設関係者、その他子育て支援に関わる関係団体や関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。計画推進にあたっては、子育て支援事業を行なう保育所や幼稚園等の事業者及び関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら推進・調整を行なうとともに、家庭・地域・学校・企業・行政の各々が子育てや子どもの健全育成に対する責任及び役割を認識し、相互理解と協働で計画の推進に努めます。



中標津町子ども・子育て支援事業計画

発行 中標津町
〒086-1197
北海道標津郡中標津町丸山 2 丁目 22 番地
TEL 0153-73-3111 FAX0153-73-5333
<http://www.nakashibetsu.jp/>
発行日 令和2年3月
編集 中標津町 町民生活部 子育て支援室
